

2026 (令和8) 年度 東京都予算に対する要望

**2025 (令和7) 年 12月 22日
東京都議会立憲民主党・ミライ会議
・生活者ネットワーク・無所属の会
政務調査会**

目 次

○物価高騰対策、賃上げ・人手不足(雇用・労働・女性活躍).....	- 4 -
(物価高騰対策、賃上げの促進、人手不足対策)	- 4 -
(雇用確保と働き方改革の推進、カスタマーハラスマントなどからの労働者保護)	- 6 -
(女性活躍の推進)	- 7 -
○住まいは人権(住宅政策).....	- 9 -
○多様性を大切にする社会の実現	- 10 -
○平和、文化、スポーツ	- 12 -
(平和事業の推進)	- 12 -
(多文化共生と地域力向上の推進)	- 12 -
(男女平等参画社会の実現)	- 13 -
(消費者行政の推進)	- 14 -
(文化事業の推進)	- 14 -
○子どもの権利を守る、子ども子育て支援	- 15 -
(子どもの権利、子育て支援など)	- 15 -
(教育関係)	- 16 -
(スポーツ関係)	- 14 -
(フリースクール、給付型奨学金など)	- 20 -
○安全安心な環境政策の実現	- 20 -
(2050 年ゼロエミッションの実現)	- 20 -
(持続可能な資源利用の推進)	- 22 -
(都市の緑と自然環境・生物多様性の保全・再生)	- 23 -
(都民の安全・健康の確保と良質な都市環境の実現)	- 24 -
○高齢者・障がい者の暮らしを守る(福祉と保健医療)	- 25 -

(地域福祉の推進)	- 25 -
(子ども施策の推進)	- 26 -
(高齢者施策の推進)	- 28 -
(障害者施策の推進)	- 29 -
(健康づくりの推進)	- 30 -
(医療政策の推進)	- 30 -
(健康安全施策の推進)	- 31 -
(感染症対策の推進)	- 32 -
○まちづくりの推進、地域と産業の振興	- 33 -
(都民などの理解と共感を得る都市計画と事業の実施)	- 33 -
(都市基盤の整備)	- 33 -
(東京のくらしを支え、活力となる都内産業の振興)	- 35 -
(東京の農林水産業の振興)	- 37 -
○サステナブルな市場経営と都民ニーズへの対応	- 38 -
(道路や河川、公園などの整備推進)	- 39 -
(東京港、臨海部及び島しょ地域の基盤などの整備と物流機能の強化)	- 41 -
○災害、犯罪などへの備え	- 43 -
(防災対策の強化・充実)	- 43 -
(住宅耐震化の促進とマンション防止など)	- 44 -
(市街地整備と耐震まちづくり)	- 45 -
(安全安心まちづくり 警察・消防など)	- 46 -
○公正な都政運営、行財政改革の推進	- 47 -
(公正な都政運営と情報公開)	- 47 -
(地方自治の拡充と都財政)	- 48 -
(多摩地域の振興、島しょ地域の振興)	- 50 -
(公営企業経営の不斷の見直し)	- 51 -
(DX の推進)	- 53 -

○物価高騰対策、賃上げ・人手不足(雇用・労働・女性活躍)

(物価高騰対策、賃上げの促進、人手不足対策)

1. ★物価上昇による格差拡大に対し、都民の生活を下支えする物価高騰対策を実施するとともに、都の福祉関連手当の見直し、公定価格により収入を得る事業者への支援などに対し、積極的な財政出動を行うこと。(財務局)
2. ★物価高騰対策については、インフレ局面に入った経済状況の中、賃金上昇が追いついていないあるいは年金や手当を頼りに生活している人に行き渡る方法で支援を行うこと。(財務局)
3. ☆「東京アプリ生活応援事業」については、物価高騰に苦しむ都民に迅速に支援を届けるとともに、開発に支障があった場合には、遅滞なく当該予算の使途を見直すこと。また、スマートフォン、マイナンバーカードによる認証をしない、できない人に対する生活応援について、関係局と連携して必要な対応を行うこと。(財務局、デジタルサービス局、福祉局)
4. 東京アプリ生活応援事業については、都民目線に立った利便性の向上、都民に身近な区市町村の行政サービス・諸手続きを含めたワンストップ化に向け、自治体の基幹システムの更新タイミングや国のデジタル化との整合を図りつつ、必要な財政的・技術的支援を強化・拡充すること。(デジタルサービス局)
5. ★物価高を上回る賃金引き上げが実現するよう、また人手不足対策にも資する賃上げを後押しすることで、都民の暮らしを支えること。(産業労働局)
6. ★働き方改革や賃上げに取り組む企業の支援規模を拡大するとともに、事業の成果を把握し、必要な改善を図ること。(産業労働局)
7. ☆賃上げに関する「公労使会議」が開催されたことを踏まえ、公労使が一体となり賃上げ課題を共有し、改善・解決策を協議するとともに、具体策などを議論・実践する場を設けること。(産業労働局)
8. ☆中小企業が賃上げを行うための資金を確保するため、製品・サービスなどの適切な価格転嫁が進むよう、取引適正化策の一層の強化に取り組むこと。下請法改正で取適法となり、規制内容の追加や規制対象の拡大が行われる中で、下請企業対策を推進すること。(産業労働局)
9. スタートアップなどの技術を活用して人件費の見直しをするなど、価格転嫁・賃上げ支援事業など、賃上げの実現を後押しする取り組みを行うこと。(産業労働局)
10. 最新のデジタル技術などを活用し、生産性を向上させることで、さらなる賃上げを後押しすること。(産業労働局)
11. 労働組合のない企業においても賃上げが進むよう、知事が率先して賃上げ気運を盛り上げ、持続的な賃上げを後押しすること。(産業労働局)
12. 非正規雇用者の手取りを増やすため、物価高に対応した最低賃金の引き上げを都としても後押しすること。(産業労働局)
13. ★男女間賃金格差の是正に向け、性に中立的でない諸手当の見直しを後押しするとともに、中小企業への実効性あるインセンティブ付与など、施策をさらに拡充すること。(産業労働局)

14. ☆男女間賃金格差の是正については、女性のキャリア展望を支援する企業の好事例を示すなど、都が推奨企業に指定することで、男女間賃金格差の是正に取り組むこと。(産業労働局)
15. ☆非正規雇用やフリーランスなど、多様な働き方をする女性の実態調査を行い、男女間賃金格差など、同一労働同一賃金が実現していない場合は、必要な対策を講じること。(産業労働局)
16. ☆地域公共交通における、民間事業者のバス・タクシー運転手の確保支援を進めるため、民間事業者との話し合いを重ねながら、具体的な取組を進めること。自治体独自の地域公共交通について、市町村への財政的支援を行うこと。(都市整備局)
17. ★路線バス運転手確保のため、家賃補助も含めさらなる処遇改善を図ること。(都市整備局)
18. ☆不可欠な社会インフラである鉄道ネットワークについて、技術者不足に起因する課題について、解決策や取組の試行などを調査・検討し、実施すること。(都市整備局)
19. ☆物流の2024年・2026年問題への対応やドライバーの負担軽減のためにも、物流効率化、駐車対策に取り組むこと。(都市整備局)
20. ☆運輸業界の人材確保について、タクシードライバーの確保・育成、デジタル化等による業務の効率化が必要であり、急ぎ支援を行うこと。(産業労働局)
21. 民間の採用意欲が高水準となっていることなどを踏まえ、有能で意欲のある人材を確保するための取り組みを強化するとともに、多様な人材の活用にも取り組むこと。(人事委員会事務局)
22. 東京都において、優秀な人材を確保する観点から、都庁版アムルナイ採用について、運用する中でのメリット、デメリットを捉え、改善を進めること。(総務局)
23. 都庁のデジタル人材の確保・育成のため、新たに職員向けAI人材育成促進事業を実施するとともに、伴走型若手DX人材育成事業などを実施すること。(デジタルサービス局)
24. 東京都における会計年度任用職員については、各局における採用状況について点検するとともに、同一価値労働同一賃金の原則に則り、より一層の処遇改善を図ること。(総務局)
25. 会計年度任用職員について、公募によらない再度任用の上限回数の設定については、国や他の自治体の動きも踏まえ、見直しを行うこと。(総務局)
26. 都営交通の人材確保を図るため、車両点検を行う検修場などの現場において、高校新卒者等の若手人材の確保を進めるとともに、人材確保策の効果を検証し、必要に応じて改善を図ること。(交通局)
27. 都職員の採用では、3障害のバランスを取りながら必要な取り組を行うこと。また、1年以上のチャレンジ雇用や短時間雇用など、より多様な働き方を導入すること。(総務局)
28. 障害者雇用については、雇用率の達成はもちろん、それをゴールとはせず、障害に対する職場の理解を促し、能力や適性に応じて働き続けられるよう取り組むこと。(総務局、福祉局)
29. ☆東京都職員の退職後の再就職については、適材推薦団体のあり方を見直すこと。また、政策連携団体から利害関係企業への再就職、退職後のはたらきかけについても、規制を設けるなど、あり方を再検討すること。(総務局)
30. ☆「働きかけ規制適用除外団体」及び、「適材推薦団体」並びにその他の団体への退職者の実

態について、団体ごと・年度ごと、当該年度の就職者数、在籍者人数、独自採用人数の比率、補助金額及び人件費、指定管理者選定状況などがわかる「東京都退職管理白書」を作成すること。(総務局)

31. 都の顧問、参与の兼職先や退職後の再就職先の公開規定を定めること。(政策企画局)

(雇用確保と働き方改革の推進、カスタマーハラスメントなどからの労働者保護)

1. ☆少子化対策として、若年層や子育て世帯が将来展望を描けるよう、雇用・就労対策に本格的に取り組むこと。(産業労働局)
2. ☆カスハラ防止条例により、カスハラのない東京を実現し、被害防止対策を強化すること。(産業労働局)
3. カスタマーハラスメント防止対策推進事業に取り組み、カスハラ対策指針・マニュアルの整備、被害相談・ケア対策など、健康被害に適切に対応できる体制を整え、カスハラを防止すること。(産業労働局)
4. ☆観光・建設・運輸・環境業界や介護など、産業分野別での人材確保・就職支援に取り組み、人手不足の解消を図ること。(産業労働局)
5. ☆十分な収入が安定して見込め、妊娠・出産による収入減収リスクが少ないことが結婚・出産・育児を後押しすることを踏まえ、若者の正規雇用化に積極的に取り組むこと。(産業労働局)
6. 若者世代の職場定着促進事業を実施すること。(産業労働局)
7. 成長分野や人手不足への人材移動を促し、継続的な賃上げにつなげるため、DX・GX人材の確保・育成策、人手不足業種の人材確保策、公共職業訓練や民間における職業能力開発の大幅拡充に取り組むこと。(産業労働局)
8. テレワークが難しい業種に対する伴奏支援、従業員ニーズに合わせたテレワーク推進、女性がキャリアを継続しやすいテレワーク環境の促進など、企業におけるテレワークをさらに普及・推進すること。(産業労働局)
9. 都民の暮らしの安定のため、不本意非正規から正規雇用への転換を推進するとともに、同一労働同一賃金の実現に向け、非正規雇用労働者の処遇改善を進めるなど、雇用の安定化を後押しする取り組みを推進すること。(産業労働局)
10. ☆就職氷河期世代およびそれ以降の世代の非正規雇用者に対し、リスクリソースや企業の採用促進、助成金・税制優遇、正社員化の推進などの対策に取り組むこと。(産業労働局)
11. ☆就職氷河期世代への雇用支援に加え、生活設計や資産形成支援を含め包括的な施策を、福祉局・住宅政策本部などと連携して行うこと。(産業労働局)
12. 労働相談体制の機能強化を図ること。ハラスメント相談の推進も含め、防止対策を進めること。(産業労働局)
13. ☆職業能力開発センターにおいて、在職者・求職者・事業者のニーズに応じた多様な訓練を実施し、受講生の就職支援を継続するとともに、人への投資を推進すること。(産業労働局)
14. 地域の高齢者の就業機会を創出し、高齢者の就業促進を図るため、シルバー人材センターを支

援し、就業を促進すること。シルバー人材の高齢ひとり世帯等サポート事業も実施すること。
(産業労働局)

15. ☆就労困難者の雇用を図るソーシャルファーム企業の安定経営を見据え、認証支援や販路開拓支援、運営支援などを行い、支援機関も延長すること。ソーシャルファーム企業の創設を支援すること。(産業労働局)
16. ☆障害者雇用を促進するため、各種施策を総合的に推進し、事業者支援を強化すること。障害者雇用率の改善に向け取り組むとともに、都としてチャレンジ雇用を促進すること。(産業労働局)

(女性活躍の推進)

1. ジェンダー・ギャップの解消に向けて、ジェンダー主流化の概念を職員ひとりひとりが理解するよう、研修等の取り組みを推進すること。(総務局)
2. 東京都予算、政策のすべてをジェンダー平等の視点から総点検するジェンダー予算への取り組みを推進すること。(財務局、政策企画局)
3. 国際基準に準じ、文化・スポーツ施設の女性用トイレを増設し、混雑状況の「見える化」を進めること。(生活文化局、スポーツ推進本部)
4. ☆女性活躍に対する制度の壁を乗り越えるため、政府に対し選択的夫婦別姓の導入を求めるここと。(生活文化局)
5. ☆女性のキャリアアップ等への支援や女性管理職の登用を推進するとともに、ジェンダー・ギャップが大きい分野での就業体験の拡充など、男女平等参画社会を推進すること。(生活文化局)
6. ★女性活躍推進は女性の健康とセットと捉え、企業にはフェムテックの推進、ライフィベント(妊娠、出産、育児、更年期)と仕事の両立やヘルスリテラシーの向上等、個人のウェルビーイング実現に向けた取り組みへの支援をすること。(産業労働局)
7. ★東京都職員の更年期の体の変化や不調に関する理解促進に取り組むとともに、更年期障害のため勤務が困難な場合の特別休暇制度を導入すること。(総務局)
8. ★婦人科検診制度の新設、更年期に入る前に女性特有の不調や悩みの原因を探るために、ホルモン測定費用の一部を助成すること。(保健医療局・産業労働局)
9. ★女性特有の健康課題を解決する製品やサービスの開発を推進する事業や、個人のウェルビーイング実現に向けた取り組み、女性や女性起業家に希望をもたらす支援事業に積極的に取り組むこと。(産業労働局)
10. ★女性活躍を阻む課題に対応するため、学生への教育推進、企業側の意識変革、アンコンシャスバイアスの是正など、雇用・就業分野における女性活躍基本条例に基づく総合的な対策に取り組むこと。(産業労働局)
11. ☆安全・安心な東京の実現、女性活躍のためのフェムテック開発推進、シニア・福祉・アクセシビリティ関連製品の開発・販売開拓、eスポーツの企画開発支援、成長産業分野への製品開発支援事業に計画的に取り組むこと。(産業労働局)

12. 男女を問わず、子育てをしながら働き続けられるよう、生活と仕事との両立が進めるため、日本的雇用の変革に取り組むこと。(産業労働局)
13. 男性の育児休業の取得促進のため、配偶者の妊娠・出産を届け出た従業員への育休制度周知や意向確認、育休取得率の公表などを推進すること。(産業労働局)
14. 働くパパママ育業応援事業などを通じて育休取得を強化すること。男性の育児休業経験者を推進リーダーとして、育児休業取得を広げる企業を後押しすること。(産業労働局)
15. ☆男女間賃金格差の是正に向け、性に中立的でない諸手当の見直しを後押しするとともに、中小企業への実効性あるインセンティブ付与など、施策をさらに拡充すること。(産業労働局)(再掲)
16. ☆男女間賃金格差の是正については、女性のキャリア展望を支援する企業の好事例を示すなど、都が推奨企業に指定することで、男女間賃金格差の是正に取り組むこと。(産業労働局)(再掲)(再掲)
17. ☆非正規雇用やフリーランスなど、多様な働き方をする女性の実態調査を行い、男女間賃金格差など、同一労働同一賃金が実現していない場合は、必要な対策を講じること。(産業労働局)(再掲)
18. ☆女性が直面する労働問題について相談を受け、事業者への指導を行う体制づくりを推進し、その取り組みを公表すること。(産業労働局)(再掲)
19. ☆女性やシングルマザーの雇用就業支援において、子育てを社会全体で支える環境整備や、子育て優先の社会の実現に向けた積極的取り組みを行うこと。(産業労働局)
20. ☆女性管理職を増やすこと、非正規雇用者を管理職に登用すること、非正規雇用者向け退職金制度の新設など、男女間賃金格差の縮小や女性従業員の待遇改善を促す企業を支援すること。(産業労働局)
21. ☆女性の働く意欲を損ない活躍を妨げるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント対策を強化すること。また、SOGIハラスメント防止のため、事業者への啓発を進めること。(産業労働局)
22. ☆保育や介護、幼児教育などのケアワーク等、女性職場とされがちな業界に着目し、他業界との賃金格差を是正していくこと。(産業労働局)
23. ☆介護と仕事の両立推進を支援する事業に取り組むこと。(産業労働局)。
24. 都におけるワーク・ライフ・バランスについて、超過勤務の縮減を図るとともに、柔軟な働き方や各種休暇・休業制度の活用に当たっての見えないバリアやアンコンシャ・スバイアスをなくし、取り組みがより一層促進されること。(人事委員会事務局)

○住まいは人権(住宅政策)

1. ★都内の住宅は、投機マネーの流入などにより不均衡な形で高騰していると考えられるため、多角的な施策を検討し、地域社会を支える人が住み続けられる環境確保に向けて、住宅政策を構築すること。(住宅政策本部)
2. ★住宅価格が上昇するなかで、単身者世帯を含めた都民の家計に占める住居費の割合を調査し、その結果に基づき住宅政策を検討すること。(住宅政策本部)
3. ★都内で働くエッセンシャルワーカーについては、介護職員や看護職員、保育士などへの住宅支援に加え、人手不足が深刻な分野を中心に、住宅支援を拡充すること。(住宅政策本部)
4. ★民間賃貸住宅に住む多子世帯に対する家賃補助制度を創設するなど、子育て世帯の住居費負担の軽減に取り組むこと。(住宅政策本部)
5. ★新築マンションの高騰対策として、不動産協会会員や非会員を含めたマンション販売事業者に、登録・購入戸数の制限や、抽選時の名義貸しの禁止、引き渡し前の転売禁止や引き渡し後の一定期間の転売自粛などを、都として求めること。(住宅政策本部)
6. ★都施行事業、都市開発諸制度の活用により供給される住宅において、投機対策を行うとともに、アフォーダブル住宅を一定数確保すること。(都市整備局、住宅政策本部)
7. ★東京都住宅供給公社を活用し、安価で良質な住宅を供給すること。(住宅政策本部)
8. ☆既存住宅の流通を活性化させる施策を実施すること。(住宅政策本部)
9. 都として子育て世帯の家賃負担の軽減、住まいのサポートを実施すること。(住宅政策本部)
10. 都として東京都住宅供給公社を活用し、区市と連携し、都内全域で相当数のアフォーダブル住宅戸数を供給すること。(住宅政策本部)
11. 東京こどもすくすく住宅供給促進事業、子育て世帯向け補助事業などにより、子育てしやすい環境づくりを促進すること。(住宅政策本部)
12. 若年者・中年単身者の就労支援が必要な人に対して、都営住宅と同水準の負担で住み続けることができる支援策を構築すること。(住宅政策本部)
13. 都営住宅の募集の際に申込者が記入したデータを活用して、抽選に外れた住宅困窮者への支援につなげること。(住宅政策本部)
14. 高齢者の住まい確保のため、サービス付き高齢者向け住宅供給助成を実施して戸数を増やすとともに、福祉部門との連携を強化すること。検査業務のDX化に取り組むこと。高齢者いきいき住宅整備事業を実施すること。(住宅政策本部)
15. 住宅確保要配慮者の居住を支援するため、東京ささエール住宅について、居住支援法人の支援など賃貸住宅の供給促進とマッチングを進め、住宅設備改善費を補助するなどして、専用住宅の登録戸数を確実に増やすこと。民間保証会社の活用支援などにより、戸数確保を一層進めること。借上式のグループホームやシェアハウスの整備を推進すること。(住宅政策本部)
16. ☆東京都居住支援協議会の運営、地域の居住支援協議会の設置促進・運営充実を図ること。(住宅政策本部)

17. ☆単身高齢者の住まい確保について、特に生涯賃金の低さから家賃負担が過重となる高齢女性をはじめとして、家賃補助、地域の支え、サブリースを活用した支援に加え、居住支援法人、地域におけるNPOなどの中間支援組織への財政や運営支援を、都としてより積極的に行うこと。(住宅政策本部)
18. 大規模住宅団地活性化・再生支援事業を実施すること。都営住宅の単身高齢者見守りシステムを構築すること。(住宅政策本部)
19. 空き家利活用等区市町村支援事業を実施して、区市町村空き家対策計画の策定を支援するとともに、民間事業者への支援や政策課題解決型の活用を実施するなど、空き家活用を進めること。若者応援空き家活用支援事業を実施すること。(住宅政策本部)
20. 環境性能を高める住宅の供給を促進するため、既存住宅省エネ改修促進事業、戸建住宅省エネ・再エネアドバイザー事業などに取り組むこと。(住宅政策本部)
21. マンションの長寿命化に取り組めるよう、国に対して制度や財政措置の構築を求め、実現すること。(住宅政策本部)
22. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅、東京みんなでサロン、大学と連携した学生入居によるコミュニティ支援、EV充電設備設置など、都営住宅、公社住宅を含めた都が策定すべき住宅政策を引き続き検討、実施すること。(住宅政策本部)
23. 都公社住宅を困難女性や生活困窮者が使えるよう支援民間団体に貸し出すこと。(住宅政策本部)
24. 国の公営住宅等整備基準の改正などを踏まえ、都営住宅の断熱性能向上に取り組むこと。(住宅政策本部)
25. 都営住宅にエアコンや網戸を設置すること。(住宅政策本部)
26. 都営住宅に障害者グループホームなど支援施設や地域住民のコミュニティ施設の設置・活用を進めること。(住宅政策本部)
27. 仮放免中の外国人に対して、国と協議するなどして、住宅確保に取り組むこと。(住宅政策本部)(再掲)
28. 都営住宅、都公社住宅への太陽光発電設備の設置については、コストや費用対効果を検証した上で取り組むこと。(住宅政策本部)
29. 都営住宅、都公社住宅にEV充電設備を設置すること。(住宅政策本部)
30. 都営住宅については、不正入居者への対応を強化するとともに、高額所得者対策を進め、期限付き入居の拡大など改善を図ること。(住宅政策本部)

○多様性を大切にする社会の実現

1. ☆東京都パートナーシップ制度にもとづく施策の実効性をより一層高めるため、自治体独自の制度の導入を促進するとともに、連携を進めること。また、医療機関をはじめとした民間

事業者における理解・対応が進むよう働きかけを行うこと。性別を問わず利用できるパートナーシップ制度を実現すること。(総務局)

2. 複雑化・多様化する人権問題への対応を充実強化し、東京都人権施策推進指針・人権条例にもとづき、都民・N P O・企業、団体等と連携し、総合的な取り組みを推進すること。(総務局)
3. 犯罪被害者支援条例にもとづき、より一層、犯罪被害者やその家族等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、相談体制の強化や経済的支援などを充実させること。(総務局)
4. ☆性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターへの財政支援を拡充するとともに、多摩地域にもセンターを設置すること。また、関係機関・区市町村との連携を進めること。(総務局)
5. デジタルを活用した窓口業務の改善を行う際には、障害のある都民への対応も念頭において取り組むこと。また、窓口だけでなく、一連の業務がデジタルで完結するよう、関連業務まで含めたデジタル化、連携を行うこと。(デジタルサービス局)
6. ☆各局における障害のある人への対応やサービス開発において、デジタルの力を活用するとともに、柔軟な発想での課題解決や各種環境整備など、デジタルサービス局が積極的に支援し、都庁の隅々まで困りごとや不便がなくなるよう取り組むこと。(デジタルサービス局)
7. ☆都庁舎における聴覚障害のある人への対応については、総合受付をはじめとした窓口での遠隔手話サービス、音声情報の可視化による対応を引き続き行うこと。当事者にわかりやすく、不自由のないよう、掲示のあり方も含め検討すること。(財務局)
8. デジタルデバイドの是正については、高齢者向けの取り組に加えて、障害のある方のアクセシビリティ向上支援、子ども向けデジタル体験向上プロジェクトなどに取り組むこと。(デジタルサービス局)
9. インターネット上の人権侵害への対策として、S N S相談窓口の運営等、さらなる取り組を進めること。(総務局)
10. ☆ヘイトスピーチ、ヘイトデモをなくすため、インターネット上の差別への断固とした対応を引き続き行うとともに、差別や偏見をなくすための意識啓発について、学校教育や社会教育などとも連携して、ヘイトや差別偏見を許さない社会をつくる取り組みを進めること。(総務局)
11. 関東大震災後に起きた流言飛語にもとづく、朝鮮半島出身者などさまざまな人への暴行・殺傷事件等への認識を深めるよう取り組むこと。関東大震災の朝鮮人虐殺犠牲者の追悼式に知事追悼文を出すこと。(総務局)
12. 都職員の採用では、3障害のバランスを取りながら必要な取り組を行うこと。また、1年以上のチャレンジ雇用や短時間雇用など、より多様な働き方を導入すること。(総務局)(再掲)
13. 障害者雇用については、雇用率の達成はもちろん、それをゴールとはせず、障害に対する職場の理解を促し、能力や適性に応じて働き続けられるよう取り組むこと。(総務局、福祉局)

(再掲)

14. 都における障害者雇用及び障害者の活躍について取り組みが進むよう、組織として支えるための環境整備等の促進に向けた課題を調査すること。(人事委員会事務局)
15. ☆聴覚障がい者への理解とユニバーサルコミュニケーションの推進のため、最新テクノロジーを導入した体験機会の提供や、出前「みるカフェ」のような取り組みを行うこと。(福祉局)
16. 日本語を母語としない子どもへの支援として、多文化キッズサロンを設置する区市町村を支援すること。(子供政策連携室)
17. 仮放免中の外国人に対して、国と協議するなどして、住宅確保に取り組むこと。(住宅政策本部)
18. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅、東京みんなでサロン、大学と連携した学生入居によるコミュニティ支援、EV充電設備設置など、都営住宅、公社住宅を含めた都が策定すべき住宅政策を引き続き検討、実施すること。(住宅政策本部)

○平和、文化、スポーツ

(平和事業の推進)

1. ★平和に関する施策を一元的に進めるとともに、平和祈念館（仮称）の整備に取り組むこと。(生活文化局)
2. ★戦争遺跡の保存周知に向けて、都内のすべての戦争遺跡の所在や概要を把握する全数調査を実施すること。(教育庁、生活文化局)
3. ☆若年世代を対象に「東京都平和の日」の普及啓発を図るとともに、空襲資料展の内容・実施場所を拡充すること。東京空襲の証言映像の使用承諾、活用を積極的に進めるなど、平和施策の充実を図ること。(生活文化局)
4. ☆2026年は核兵器禁止条約が発効してから5年の節目の年であるため、核兵器禁止をより多くの都民に訴えかけるよう取り組むこと。(政策企画局)

(多文化共生と地域力向上の推進)

1. 若者と地域のつながりを創出するとともに、町会・自治会の加入促進に向けて取り組むなど「地域力」向上を推進すること。また、町会・自治会への支援については、体力のない町会・自治会も含めて支援策を講じること。防災用品の全額助成など、一時的な支援ではなく、防災訓練などを通じて、継続的な地域のつながりの強化に取り組むこと。(生活文化局)
2. ☆ボランティアの育成に向けて、様々な機会を捉えた参加の機会を提供するとともに、ボランティアの経験が、地域福祉にも活かされるよう、より積極的に取り組むこと。また、災害時においてボランティアやNPO等を円滑に受け入れができる体制整備を進めるこ

と。(生活文化局)

3. 公益法人の活動促進に向けて、公益法人の意義や役割を広報し、寄付文化の醸成が図られるようすること。(生活文化局)
4. 「つながり創成財団」を活用し、多文化共生、国際交流を推進するとともに、地域力向上も資するよう取り組むこと。(生活文化局)
5. ☆排外主義と対峙して、人権尊重と多文化共生の理念がより浸透した都市となるよう、取り組みを進めていくこと。(総務局、生活文化局)
6. 日本語を母語としない子ども外国人労働者に対し、ポータブル翻訳機などを支給し、コミュニケーションを支えること。(生活文化局)
7. 共生社会の実現のため、かつて都に設置されていた「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かすこと。(生活文化局)

(男女平等参画社会の実現)

1. ☆女性活躍に対する制度の壁を乗り越えるため、政府に対し選択的夫婦別姓の導入を求めるここと。(生活文化局)
2. ☆女性のキャリアアップ等への支援や女性管理職の登用を推進するとともに、ジェンダーギャップが大きい分野での就業体験の拡充など、男女平等参画社会を推進すること。(生活文化局)
3. ★女性活躍推進は女性の健康とセットと捉え、企業にはフェムテックの推進、ライフィベント（妊娠、出産、育児、更年期）と仕事の両立やヘルスリテラシーの向上等、個人のウェルビーイング実現に向けた取り組みへの支援をすること。(産業労働局) (再掲)
4. 東京都男女平等参画総合推進計画の改定に向け、幅広く都民の意見を聴取し、改定に役立てるとともに、男女平等参画審議会を常設とし、「男女平等参画推進総合計画」の進行管理を行うこと。(生活文化局)
5. 女性活躍推進計画に、日々の子育てと介護で暮らしが精一杯である女性や、就職氷河期世代で非正規雇用から抜け出せない女性などが個性や能力を発揮して活躍できる具体的な取り組みを組み込むこと。(生活文化局)
6. アンコンシャスバイアス解消に向けて、小学生や保護者をターゲットに広く普及啓発を推進すること。都庁職員への研修など、都の事務事業からアンコンシャスバイアスをなくすこと。(生活文化局)
7. 男性が主体的に家事・育兡を行うよう、男性の意識改革、職場の意識改革を推進すること。また、「名もなき家事」の普及啓発を図ること。(生活文化局)
8. 男女平等参画の観点から、固定的性別役割分担や性的な側面を過度に強調した描写などを避けるための表現ガイドラインを策定すること。(生活文化局)
9. 公的シェルターを当事者目線で使いやすくするとともに、民間シェルターへの人件費も含めた運営費の補助を行うこと。また、若年女性のための緩やかな一時保護施設を新設すること

と。(生活文化局)

10. 結婚支援マッチング事業は事業効果を検証し、その結果を明らかにすること。(生活文化局)

(消費者行政の推進)

1. カスタマーハラスメント対策の構築に合わせ、消費者が正当な意見を言いづらくならないよう、カスハラについての消費者等の理解を深めるため取り組むこと。(生活文化局)
2. 企業との連携など、「TOKYOエシカル」を推進するとともに、子供や若者向けの取組を強化すること。また、すべての都庁職員に対する「エシカル消費」の理解促進に取り組むとともに、都の事業運営においても「エシカル消費」を推進すること。(生活文化局)
3. 公衆浴場の文化的な魅力を発信するなど、利用促進に取り組むとともに、燃料等の物価高対策、環境対策を講じること。(生活文化局)

(文化事業の推進)

1. アーティストの創作活動を支援するために、発表企画の提供をはじめ、アトリエや稽古場等の整備に向けて取り組むこと。(生活文化局)
2. アーティストの新たな活動や継続的な活動を支えるため、企画や経営、人材育成などの支援策を拡充するとともに、文化・アートがあふれるまちづくりを推進すること。(生活文化局)
3. ★誰もが芸術文化に触れることができる共生社会実現のため、アクセシビリティーの向上を一層推進するとともに、誰もが楽しめる展覧会や公演等の充実に取り組むこと。(生活文化局)

(スポーツ関係)

1. ☆知的障害のある人が参加するスペシャルオリンピックスの認知度向上や理解促進のため、普及啓発を行うこと。(スポーツ推進本部)
2. ★障害のある方が誰もが趣味やスポーツなどの余暇活動に参加できるよう、実態調査を実施し、制度化に向け当事者参加で検討すること。(福祉局)
3. ★令和10年に東京で開催される「ねんりんピック」に向けて、シニアスポーツの推進と文化交流の地域での発展を支援すること。(スポーツ推進本部)
4. 誰もがeスポーツやeパラスポーツを体験できる環境を整備すること。機材購入費などの支援を検討すること。(スポーツ推進本部)
5. 都立スポーツ施設について、多くの方に利用されスポーツ振興を図りつつ、収支改善に向けて適切な運用を図ること。(スポーツ推進本部)
6. 国際基準に準じ、文化・スポーツ施設の女性用トイレを増設し、混雑状況の「見える化」を進めること。(生活文化局、スポーツ推進本部) (再掲)

○子どもの権利を守る、子ども子育て支援

(子どもの権利、子育て支援など)

1. ★東京都こども基本条例に基づき、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を最優先させるため、子どもの権利の重要性を子どもや家族、社会に普及させること。また、子どもの権利侵害を救済し、提言・是正勧告を行う第三者機関「子どもコミッショナー」を設置すること。（子供政策連携室）
2. ★区市町村が子どもの意見を聴取し、政策に反映させる取り組みを進めるための体制整備を支援すること。（子供政策連携室）
3. ☆子どもへのヒアリングや子どもに関する定点調査により現状を適切に把握するとともに、分析結果を教育現場へフィードバックするなど、改善策を推進すること。（子供政策連携室）
4. 日本語を母語としない子どもへの支援として、多文化キッズサロンを設置する区市町村を支援すること。（子供政策連携室）（再掲）
5. こども未来会議、こどもスマイルムーブメント、東京都こどもホームページなど、子ども目線に立ったエビデンスベースの子ども施策の推進に取り組むとともに、過大な広告費とならないよう留意すること。（子供政策連携室）
6. 子どもの事故予防についての調査・研究に取り組むとともに、予防策や事故情報データベースの認知度向上を図ること。加えて、子どもの事故が起きにくい環境づくりに向け、産学連携による調査・研究や安全・安心な製品開発等を促進すること。（子供政策連携室）
7. 乳幼児期の子育ちを応援するため、幼稚園・保育園等による乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を支援する「とうきょう すくわくプログラム推進事業」を実施するとともに、質の向上に向けた支援を行うこと。（子供政策連携室）
8. 子どもの未来を育む体験活動推進区市町村支援事業（体験活動推進枠、遊び読書推進枠）において、暑さ対策を講じるとともに、多様な主体と連携し子どものニーズや発達段階に応じた子どもの参画・意見反映など、子どもの遊びや文化活動などの体験機会を創出する区市町村を支援すること。（子供政策連携室）
9. 自然に触れる外遊びで生きる力を育むため、子どもの意見を反映したプレーパークの整備に取り組む区市町村を支援すること。（子供政策連携室）
10. ヤングケアラーをはじめとするケアラーへの支援を充実させるとともに、社会全体の理解促進のため、ケアラー支援条例（仮）を制定し取り組むこと。（子供政策連携室、福祉局、都民安全総合対策本部）（再掲）
11. 若年ケアラーの実態調査を実施し、若年ケアラーへの支援体制を整備すること。（都民安全総合対策本部）（再掲）
12. 少子化の要因分析・対策の効果検証については、長期的な視点に立った効果検証（PDCA）の仕組みを構築するとともに、未婚化、晩婚化のみならずさまざまな要因を考慮し、かつ多様性の時代であることも踏まえ、分析すること。加えて、若い世代の所得向上・雇用の安定

化など、望む人が安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めること。（子供政策連携室）

13. 孤独・孤立・不安の解消に向け、子育て家庭への定期訪問等による見守り、傾聴・協働による伴走支援を行うファミリーアテンダント事業を実施すること。（子供政策連携室）
14. SNS等を活用し、子どもや子育て家庭が日常的な不安や悩みを相談できる環境を構築すること。（子供政策連携室）
15. こどもDXの推進により、子ども・子育てにかかる支援サービスを行政の垣根を越えてつなげ、プッシュ型、ワンストップなど、利用者本位に変革すること。またPMHを活用し、医療費助成や予防接種の申請ができるようにすること。（デジタルサービス局）（再掲）

（教育関係）

一 格差是正

1. ★義務教育の完全無償化に向けて取り組むこと。高等学校においても、授業料も含め、教育の完全無償化に向けて取り組むこと。（教育庁、生活文化局）
2. ☆都立学校をはじめ、すべての区市町村において、引き続き学校給食が無償となるよう食材費等の高騰分も含めた財政支援を行うこと。あわせて、学校給食でのオーガニック食材活用や地産地消を推進すること。（教育庁）
3. 部活動の地域移行については、区市町村への支援を強化するとともに、経済的理由により、子どもたちの間に格差が生じないよう、子どもの視点も重視しながら取り組むこと。（教育庁）

二 特別支援学校

1. すべての特別支援学校において、医療的ケア児に係る保護者付添期間の短縮を図ること。また、特別支援学校スクールバスについて、管理システムの導入等により、安全な登下校の確保及び保護者・学校双方の負担軽減を図ること。（教育庁）
2. 盲学校において、歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）資格を有する教員の全校配置を推進するとともに、多様な児童・生徒を想定したICT端末配備等を拡充し、視覚障害担当教員の配置及び育成を進めること。（教育庁）
- 3.ろう学校において、常駐の手話通訳者及び支援員の配置を進めるとともに、校舎・設備における暑熱対策等の温暖化対策を推進すること。（教育庁）

三 インクルーシブ

1. 肢体不自由学校において、ICT機器を活用した教育の充実及びDX化の推進を図るとともに、インクルーシブ教育への理解促進に向けた副籍交流や学校間交流を推進すること。あわせて学校卒業後における切れ目のない学びの保障と、生涯学習の充実を図ること。（教育庁）
2. 近接する特別支援学校と都立高校における協働活動の実施を推進するとともに、バリアフリー

一化等の環境整備を進め、インクルーシブな教育環境を整備すること。また、インクルーシブ教育推進拠点校にインクルーシブ教育推進教員を配置し、地区拠点校及び都立高校と連携した新たな推進体制を構築すること。(教育庁)

四 不登校対策

1. ☆学び直したいと決意した子どもが確実チャレンジスクールに入学できるよう、定員拡充等により受入体制を整備すること。夜間定時制高校の募集停止は、慎重に対応すること。また、全日制普通科の単位制高校において、多様なニーズを有する生徒への対応を進めること。加えて、志願者減が続く定員割れ校については、チャレンジスクール化を含めた検討を行うなど、都立高校の再構築を進めること。(教育庁)
2. ☆小中学校における不登校児童生徒への支援を強化するため、校内別室指導を推進するとともに、支援員の対応力向上に向け、採用の充実及び研修体制の強化を図ること。また、校内別室指導を実施する中学校への教員配置や学習環境の整備を進めること。さらに都立高校においても校内別室指導を推進するなど、不登校生徒に寄り添った対応を進めること。(教育庁)
3. ☆不登校への支援充実に向け、中学校におけるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置を拡大するとともに、指導を行う教員を配置及び学習環境の整備を進めること。また、中学校を巡回し、不登校対応に関する支援を行う教員の配置を拡大すること。(教育庁)
4. 不登校特例校の設置を拡大するなど、多様な学びの受け皿を確保すること。また、フリースクールに関する調査結果を活用し、他局とも連携しながら、不登校児童生徒への支援強化を図ること。(教育庁)
5. 仮想空間上にバーチャル・ラーニング・プラットフォームを構築し、居場所及び学びの場を整備して自治体等に提供するとともに、校内別室指導を実施する都立高校においても活用をすすめること。(教育庁)

五 子どもの権利、リテラシー教育、いじめなど

1. 子どもの権利を尊重した学校運営を行うこと。(教育庁)
2. SNSなどで犯罪に巻き込まれないよう、インターネットリテラシー教育を徹底すること。(教育庁)
3. 教職員による児童生徒への性暴力防止のため、三ない運動プラスを推進し、教職員が服務事故全般に係るセルフチェックを実施するなど、研修や動画の配信等で周知と未然防止に努めること。(教育庁)
4. 包括的性教育を推進するとともに、生命（いのち）の安全教育を推進すること。(教育庁)
5. スクールロイヤーの配置を進めるとともに、弁護士等を含む第三者がいじめ等の検証ができる体制を整えること。(教育庁)

六 教職員の働き方改革

1. ★教員の人材不足について、正規教員の安定的な確保に取り組み、子どもに関わる時間を増やすこと。また、臨時の任用教員で対応する場合であっても、学校現場の負担に過度な負担を生じさせないこと。教員配置において、三多摩格差が生じないよう、実態を調査した上で、適切に対応すること。さらに、教員の離職防止に向け、メンタルヘルス対策を拡充すること。(教育庁)
2. ☆教員の産休・育休に伴う代替教員の確保や、講師配置の遅れによる担任不在や学習への影響を解消するため、代替教員の確保については、都教委の責任と主導のもと、地域ごとの人材プールの仕組み構築、複数校をまたぐ講師配置、調整を担う専任人材の配置など、取り組みを強化すること。(教育庁)
3. ☆教員の働き方改革として、学校や教員以外でも担うことが可能な業務について、外部委託を積極的に推進すること。各学校の業務改革を支援するとともに、校務のデジタル化を推進すること。スクールサポートスタッフやエデュケーションアシスタントの配置を促進するとともに、部活動外部指導員の配置を拡大するなど、外部人材の活用を進めること。(教育庁)
4. ☆副校长の多忙を解消するため、都内すべての公立小中学校において、副校长補佐の常時配置を制度化するとともに、学校規模や実情に応じた柔軟な運用、必要な予算措置および人材確保を行うこと。副校长補佐の役割を明確化し、管理職と連携して学校運営を支える体制を整備すること。(教育庁)
5. 都教育委員会は、障がい者の法定雇用率を確実に順守すること。(教育庁)

七 都立学校の魅力向上

1. 都立学校における耐震改修を着実に進めるとともに、魅力ある学校づくりに向けて、教育内容や学習環境に即した施設の更新・改善を図ること。(教育庁)
2. ☆「選ばれる都立高校」の実現に向け、魅力向上につながる具体的な事業案の企画・立案から事業化まで一体的に進める取り組みを行うこと。また、都立高校の入学選抜制度改革として、受験生の選択肢を広げる観点から併願を可能とする制度の導入を検討すること。(教育庁)
3. 普通科偏重や偏差値重視の傾向を見直し、生徒一人ひとりの個性や多様な心労希望を引き出すことができるよう、特色ある学科・コースの設置や多様な学びの在り方について、総合教育会議で検討すること。(教育庁)

八 グローバル化

1. 「ダイバーシティ推進校」の指定をはじめ、日本語指導が必要な生徒への支援拠点校の設置を進めるとともに、同様の生徒が在籍する他の校に対しても、指導ノウハウの共有や専門人材の派遣などを通じた支援を行うこと。(教育庁)
2. ☆生徒の英語力向上に向けて、都内と海外の中学生・高校生との英語によるオンライン交流等を推進するとともに、都立高校生等の海外派遣事業を実施すること。(教育庁)
3. 国際的に活躍できるグローバル人材や、世界に通用するものづくりのスペシャリストの育成に

に向けて、体系的に取り組むこと。(教育庁)

4. ★英語スピーキングテストは、実施方法や公平性・妥当性などに多くの課題があることから、都立高等学校入学者選抜での活用をやめること。あわせて、受験生全員および学校を対象とした実施状況の調査を行い、その結果を公表すること。さらに、採点方式や見込み点の根拠などについて、制度の妥当性を検証可能な形で明らかにし、実態を都教育委員会が責任をもって把握・検証する体制を構築すること。(教育庁)

九 その他

1. 子どもの事故予防に向けて、安全教育推進校における取り組みの成果を整理・可視化し、都内全学校で生かせるよう効果的な情報共有を進めること。また、外部人材の活用など、安全点検の質を高め、事故防止に万全を期すこと。あわせて、万が一事故が発生した場合には、速やかな情報共有や注意喚起を行い、原因分析と再発防止策を講じる体制を構築すること。(教育庁)
2. 都立高校の体育館をはじめ、全ての学校施設においてエアコン設置を計画的かつ積極的に進めるとともに、工事が授業や学校運営の妨げにならないよう十分に配慮すること。また、暑さ指数（WBGT）計測機器の配備を進め、運用ガイドラインの徹底を図るなど、熱中症対策を一層強化すること。さらに、校舎や体育館の断熱性能向上に取り組むとともに、再生可能エネルギーの活用として、太陽光発電設備の導入を積極的に進めること。(教育庁)

六 私学助成の拡充

1. 大学課程も含めた給付型奨学金制度を創設すること。(政策企画局、生活文化局)
2. ★私立学校の収支など財務情報の公開を推進するとともに、都による各学校への補助金・助成金等の検証を行い、その結果を公開すること。また、教職員の待遇改善に向けて取り組むとともに、教育の質の向上のため、私立学校が少人数学級への移行を支援する仕組みを検討すること。(生活文化局)
3. ☆高校授業料実質無償化にあたっては、人口減少・少子化を鑑み都立高校とのバランスや都立の再配置などを含めた将来ビジョンを掲げること。(生活文化局、教育庁)
4. 高校授業料実質無償化によって、各学校における授業料の便乗値上げを招かない仕組みを検討するとともに、所得の低い家庭の子どもが、平均授業料以上の私立高校への進学を躊躇することのないよう、制度を拡充すること。入学金や施設費等に対する補助制度を新設すること。(生活文化局)
5. 私立中学校等特別奨学金補助は、各家庭に支援が届くよう執行率向上に取り組むこと。また、引き続き、私立学校の安全対策を促進するなど、私学助成の拡充に向けて取り組むこと。(生活文化局)
6. 私立外国人学校教育運営費補助については、子どもに対するあらゆる差別を禁止するとの観点から、すべての外国人学校に支給すること。(生活文化局)
7. 教員等学校関係者によるいじめが原因で自殺に至る「指導死」について、公立・私立を区別

することなく、東京都独自の行政指導ルールを整備するとともに、条例による規制を行うこと。（生活文化局）

（フリースクール、給付型奨学金など）

1. 学校の居心地をよりよくするための取り組みを実施するとともに、その効果を検証すること。（子供政策連携室）
2. 幼児期・小中学生向けに、グローバルな感覚を育む機会の創出に取り組むこと。また、都版海外留学支援制度（大学生向け）の実施等により、都独自の海外留学支援を行うこと。（子供政策連携室、政策企画局）
3. ☆フリースクールについては、利用者本人や保護者の声を聴取し、施策に反映させること。あわせて、フリースクールの独自性を尊重しながら、一定の質が担保されるよう取り組むこと。また、フリースクール等利用者支援事業について、補助額の引き上げ、オンライン校への対象拡大など、制度の拡充を行うこと。（子供政策連携室）
4. 高生の地域の居場所づくりに取り組む区市町村を支援し、多様な子どもの居場所を創出を図ること。（子供政策連携室）
5. ☆ト一横対策として、「きみまも」を未成年が利用しやすいよう工夫するとともに、未成年の安全対策を推進すること。また、ト一横にいる未成年に対してアウトリーチなど民間団体と連携して支援を強化するとともに、「きみまも」閉所以降の夜間対策を強化すること。併せて「きみまも」の開所時間を延長すること。（都民安全総合対策本部）（再掲）
6. 都立大学において、グローバルに活躍する高度専門職人材育成など、各種研究・教育に引き続き取り組むこと。（総務局）
7. 都立大学において、社会人が多様で学術的・専門的な知識を得る機会を提供するとともに、さらなる活躍が可能となる人材の育成を推進すること。（総務局）

○安全安心な環境政策の実現

（2050年ゼロエミッションの実現）

1. ★都内におけるデータセンター設置にあたっては、実態を調査するとともに、再エネ・省エネなど環境への配慮を義務付けること。東京都環境影響評価制度の適用対象を拡大し、項目に排熱を追加すること。（環境局）
2. ☆2030年カーボンハーフ、2035年温室効果ガス排出量60%以上削減、2050年ネットゼロ達成に向けて、莫大なエネルギー消費と温室効果ガスを排出している都市東京としての責任を果たすこと。都内の温室効果ガス排出量や削減状況などを計算し、都民「見える化」して進捗を管

理すること。(環境局)

3. ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業を行うなど、中小企業のゼロエミッションの取り組みを総合的に支援すること。(産業労働局)
4. 災害に強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業や東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度推進に向けた総合対策事業、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業などを拡充し、実施することで、住宅における再生可能エネルギーの導入拡大、環境性能の高い住宅・機器の普及促進に取り組むこと。(環境局)
5. ☆家庭部門での温室効果ガス削減に取り組むため、気候変動都民会議を設置・開催すること。(環境局)
6. 建築物環境計画書制度を進め、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場を形成すること。(環境局)
7. マンション環境性能表示制度を進め、購入もしくは賃借する人に、適切な環境性能の情報が提供されるよう取り組むこと。(環境局)
8. 環境性能を高める住宅の供給を促進するため、既存住宅省エネ改修促進事業、戸建住宅省エネ・再エネアドバイザー事業などに取り組むこと。(住宅政策本部)
9. 2030年カーボンハーフ実現のため、既存非住宅省エネ改修促進事業や建築物の構造木質化の拡大促進事業を実施すること。(都市整備局)
10. ☆多摩産材を「切って、使って、植えて、育てる」循環利用を定着させるため、支援をシ行い、森林資源の循環利用を進めること。あわせて人材の確保・育成を進め、優良材の供給や地域活性化につなげ、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与すること。(産業労働局)
11. 区市町村における再エネ促進計画策定支援事業を実施すること。(都市整備局)
12. 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業、都有施設ゼロエミッション推進事業などを推進し、都内における再生可能エネルギーの推進や省エネの推進に取り組むこと。(環境局)
13. ☆省エネや再エネ導入に積極的に取り組み、水資源にも配慮するなど、地域環境に寄り添ったデータセンター整備事業を認定し後押しすること。(産業労働局)
14. 東京の海洋環境への親和性の高い発電技術を積極的に展開すること。(産業労働局)
15. グリーン水素の製造や利活用への支援を実施し、グリーン水素の普及拡大に取り組むこと。(産業労働局)
16. 企業の物流分野において温室効果ガスの排出を削減するため、Scope 3 対策促進事業に取り組むこと。(産業労働局)
17. 国産SAF利用促進事業に取り組むこと。(産業労働局)
18. 事業者に対するZEVなどの普及促進に向けた事業を推進すること。(産業労働局)
19. EVバス・EVトラック・EVバイク・燃料電池バス・燃料電池トラックの導入普及促進に取り組むこと。(産業労働局)
20. 環境に配慮し、地域文化などを守ることになるサステナブルトラベラーを獲得する取り組みを行うこと。(産業労働局)

21. 都の施設で使用する洗浄剤については、環境負荷の少ないせっけんを使うこと。(財務局)
22. 都有施設に給水スポットを積極的につくることで、マイボトルの普及、ペットボトルの利用削減に資するよう取り組むこと。(財務局、水道局、環境局)
23. ペロブスカイト太陽電池といった次世代型ソーラーセルの早期社会実装に向けた A i r ソーラーの普及拡大事業や、次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業を行うなど、新製品の普及や再生可能エネルギー導入の拡大につなげること。国に対して関係法令などの整備や支援制度の創設・強化を求める。(環境局)
24. ゼロエミッション・アイランド (Z E I) 、すなわち島しょでの再エネ100%運用を目指した取組、都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業を、効果的に行うこと。浮体式洋上風力発電導入推進事業は地域や漁業関係者の声を丁寧に聞き、理解を得ながら取り組むこと。(環境局)
25. 東京の地産地消エネルギーである、海上での太陽光や風力、そして水力、バイオマス、小規模電力などのエネルギーを最大限作り、使用していくこと。(環境局)
26. 都市農業におけるソーラーシェアリング（宮農型太陽光発電）の取り組みを支援すること。(環境局)
27. 大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を適正に運用すること。(環境局)
28. 中小規模事業所対策として、地球温暖化対策報告書制度の強化を進め、中小テナントビルの低炭素化の推進に取り組むこと。(環境局)
29. D A C によるカーボンステーション開発事業によって CO₂の吸収・分解を進めること。(環境局)
30. Z E V 普及促進事業や次世代タクシー導入促進事業、都有施設における充電設備設置事業、充電設備普及促進事業を推進し、ゼロエミッションモビリティ社会につなげること。(環境局)

(持続可能な資源利用の推進)

1. 廃棄物の 3 R 推進のため、外食産業や小売業等での食品ロス削減の推進、プラスチック製容器包装等・再資源化支援事業、太陽光発電設備に関する高度再資源化設備導入促進事業など、高度循環利用の推進などの3Rに取組み、最終処分量を削減し、資源消費の無駄をなくす取り組みを推進すること。(環境局)
2. 食品ロス対策については、都の防災備蓄品だけではなく、多様な食品を対象としたマッチングシステムを構築し、取り組みをさらに加速すること。(環境局)
3. 廃食用油・廃棄物を原料とした S A F の推進に取り組むこと。(環境局)
4. 都庁内でプラスチック削減に向けた取組を推進すること。(環境局)
5. 東京湾内などのマイクロプラスチックの実態を把握するなど、継続的に調査を実施すること。(環境局)
6. 小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築事業や廃棄物処理施設に対する L i B

火災緊急対策事業を実施すること。(環境局)

7. 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業とともに、ノンフロン・低GWP冷媒転換技術推進事業やフロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業を拡充実施し、フロン排出ゼロに取り組むこと。家庭用エアコンからのフロン排出抑制総合対策を実施し、フロン排出ゼロを目指すこと(環境局)
8. ☆震災時の災害廃棄物の仮置き場や処理施設の設置等、迅速な撤去と処理の推進が可能となるよう災害廃棄物対策に取り組むこと。また、区市町村と連携し計画を進めること。(環境局)
9. 過去の震災も教訓に、避難所等の仮設トイレのし尿の回収・運搬について、必要な備えを進めること。(環境局)
10. 首都直下地震発生時の被害における災害廃棄物のより迅速な処理に向け、必要な取り組みを行うこと。(環境局)
11. 首都直下地震や富士山噴火災害においても、複合災害が起こる可能性を踏まえ、複合災害に対応した廃棄物処理を計画に反映させること。(環境局)

(都市の緑と自然環境・生物多様性の保全・再生)

1. 神宮外苑再開発事業における事後調査の事業者からの報告について、環境影響評価審議会で真摯に審議すること。すべてのイチョウ並木などの貴重な樹木を保全するため、モニタリングを行うとともに、環境への懸念が生じた場合には必要な措置を講じること。(環境局)
2. ☆住民説明会で発せられた都民の懸念を環境影響評価審議会で共有し議論するなど、その役割を果たし、事業への都民の理解が進むよう取り組むこと。(環境局)
3. 多摩の森林について、間伐・枝打ちなど再生と水の浸透を高める取り組みを進めること。また、保全緑地の公有化、希少種等の保全策強化を進めること。さらに、気候変動緩和策として、都内の緑地保全や緑化による吸収対策に取り組むこと。(環境局)
4. 総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定し、地下水・湧水の保全や復活に向けた区市町村の取り組みを支援・連携すること。(環境局)
5. 減少している野生生物の保全・回復を図るために、保全地域の指定加速化事業に取り組むこと。(環境局)
6. 保全地域における人材育成の推進に取り組むこと。(環境局)
7. 多摩地域や島しょ地域と広域で問題となっている樹木のナラ枯れ被害がまん延しないよう、自治体と連携しながら支援の拡充に取り組むこと。(環境局)
8. 保護上重要な野生生物種の保全策強化を実施すること。(環境局)
9. 市街地における豊かな緑の創出に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、新たな方策の検討も行うこと。(環境局)
10. 農地を将来に引き継ぐ区市町への支援を実施するなど、緑確保の仕組みづくりを拡充すること。(都市整備局)
11. 次世代に都市農地を継承するため、国に対して相続税制などの抜本的改正を強く働きかける

こと。(都市整備局)

12. 外濠の水質改善を進めること。(都市整備局)
13. 緑あふれる公園緑地等整備事業補助制度を引き続き実施し、緑のネットワーク確保や公園不足地域の解消に取り組む区市町を支援し、緑の保全・創出に向けた政策誘導を行うこと。(都市整備局)
14. 公共用地及び民間施設において、グリーンインフラの効果検証を継続して行うこと。(都市整備局)
15. 樹林地などに対する相続税の優遇措置及び保全策に対する財政措置を国に求めること。(都市整備局)
16. 人的被害や農作物への被害を引き起こす野生鳥獣（ツキノワグマ等）の生息管理を拡充して実施すること。ニホンジカの個体数管理を拡充すること。外来種の積極的・計画的防除を進めること。キヨン駆除などの外来生物対策事業、小笠原諸島のモクマオウやギンネム等の外来種対策、固有種保護担保措置など、島しょ部の自然環境保全に向けた取り組みを行うこと。(環境局)
17. 自然環境の保護と適正な利用を図るため、東京都版エコツーリズムを引き続き推進すること。(環境局)
18. 自然公園内のトイレについては、利用者の快適性や自然環境との調和、植生の保全を勘案し、バイオトイレの導入を進めること。(環境局)

(都民の安全・健康の確保と良質な都市環境の実現)

1. 化学物質による都民への環境リスクを低減するため、P F O Sなどの地下水調査を強化し、水質監視に取り組むとともに、調査を行う区市町村に助成し、必要な情報を都民に公表すること。化学物質流出等防止対策支援事業を実施し、中小事業者への土壌汚染対策技術支援体制を拡充すること。土壌汚染対策関連手続のデジタル化、関連情報のオープンデータ化を推し進めるここと。都内の公共施設および民間事業者の泡消火剤の在庫把握調査を行うこと。(環境局)
2. 新たな化学物質が増えていることから、都独自の基準を設けるなど、「化学物質の子どもガイドライン」を抜本的に見直すこと。(環境局)
3. ☆横田基地におけるP F A S漏出と汚染については、周辺住民や多くの都民が不安解消に向けて、都として米軍に毅然とした態度で臨み、必要な対策を行うこと。(都市整備局)
4. ☆PFAS汚染等に対し、水質管理を徹底して行うこと。(水道局)
5. ★PFASについて、血液検査と健康相談をセットで実施すること。都としてバイオモニタリングを実施するとともに、飲用井戸等の水質検査を実施すること。(保健医療局)
6. ★香料による化学物質過敏症である「香害」の実態調査をすること。(保健医療局)
7. 東京都食品安全推進計画は、消費者が主体的に選択できるよう国を上回る食品表示の運用を堅持すること。また、未然防止の視点から健康影響に関する情報提供と啓発活動を強化すること。(保健医療局)

8. 消費者が安全な食品を選べるよう、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションの充実を図ること。(保健医療局)
9. 原料に含まれる遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物の表示を国に働きかけること。(保健医療局)
10. 大気汚染物質のさらなる排出削減のため、微小粒子状物質（PM2.5）や揮発性有機化合物（VOC）について、民間や周辺県と連携して多様な発生源対策を進めること。島しょ地域における大気環境モニタリング事業を実施すること。(環境局)
11. ☆建築物のアスベスト対策として、吹付アスベストや石綿含有建材（レベル3）の調査や、適正な除去工事を進めるための対策事業に取り組むこと。(環境局)
12. 低公害・低燃費車、非ガソリン車など環境性能に優れた自動車の普及促進に取り組むこと。環境保全資金融資あっせんを引き続き実施し、中小事業者の指定低公害・低燃費車や最新規制適合車の購入を支援すること。(環境局)
13. ☆羽田空港新飛行経路などの航空機騒音対策を推進すること。(環境局)
14. 区市町村との連携による環境政策加速化事業を推進するなど、都民の熱中症・ヒートアイランド対策に取り組むこと。(環境局)
15. 国際連携においては、協定締結にどのように取り組み、都民にどのように還元されたのか、説明責任を果たすこと。(環境局)

○高齢者・障がい者の暮らしを守る(福祉と保健医療)

(地域福祉の推進)

1. ホームレスゼロ計画を検証し、ネットカフェ難民などを含めた実効性のある対策を実施し、自立の意思を持つすべてのホームレスの地域生活移行を実現すること。(福祉局)
2. 物価高騰の影響でニーズが大きくなっているフードパントリーについて、実施場所の拡大や人的支援、取扱品の充実に向けた冷凍庫等の設備、食糧確保に向けた支援に取り組むこと。(福祉局)
3. ☆光熱費や食材費等物価高の影響により、厳しさが増している福祉施設の運営について支援を行うこと。(福祉局)
4. 受験生チャレンジ支援の所得制限を撤廃するとともに、貸付限度額を引き上げること。(福祉局)
5. 貧困ビジネスにより入居者の生活や権利が侵害されることのないよう、立ち入り調査を行い、運営状況の定期的チェックを行うこと。(福祉局)
6. 生活保護を利用しない低所得者に向けた住宅支援を行っている民間団体について、支援を拡充すること。(福祉局)

7. ☆潜在有資格者の復職支援や処遇改善などにより、福祉人材の確保を図ること。(福祉局)
8. 中国残留邦人支援について、市区の担当者に問題の背景について理解促進を図るとともに、医療や介護における通訳確保、2世・3世への実態調査を行うこと。生活保護準用を根拠とした子どもの同居を理由に支援金が減額されることのないよう国に法改正を働きかけることとあわせ、必要な支援を実施すること。当事者の体験聞き取りなど、歴史継承の取り組みを進めること。(福祉局)
9. 8050問題について、親なき後の不安解消のため実態把握を行う区市町村を支援すること。また、都の精神保健福祉センターのアウトリーチ支援について、区市町村との連携を深め、柔軟に対策を講じることできるよう財政支援すること。(福祉局)

(子ども施策の推進)

1. 018サポートについては、区市町村と連携するなどして、より効果的で効率的な事業として再構築すること。(福祉局)
2. ☆子どもの権利擁護事業について子ども目線で評価し、政策連携室による施策とあわせ向上させること。(福祉局)
3. 子どもの医療費助成について、高校生等についても、都による財政の恒久化を行うこと。都内すべての区市町村で通院1回200円の自己負担額がなくなるよう支援すること。(福祉局)
4. 子どもの健診について、3歳児健診での吃音への対応を各区市町村に働きかけること。また、発達障害の早期把握にも有効な5歳児健診が実施されるよう区市町村を支援すること。(福祉局)
5. 学校検診で、脊柱側弯症の早期発見を促すため、思春期女児への配慮が可能な「三次元モアレ撮影」の全区市町村での実施に向けて、検査機器の導入等を支援すること。(教育庁)
6. ☆認証学童クラブの導入について、支援単位の変更により待機児が発生するなど課題がある自治体へていねいに対応するとともに、状況に応じ経過措置期間の見直し検討など、柔軟な対応を行うこと。(福祉局)
7. 保育園・幼稚園での医療的ケア児受入を拡充するよう区市町村を支援すること。また、保育園・幼稚園を利用できない医療的ケア児への支援策を創設すること。(福祉局)
8. 保育現場での置き去りや事故、虐待を防ぐため、認可外施設も含めた保育施設等の巡回監査を行い、実地検査(指導監査)を強化すること。(福祉局)
9. ☆保育人材の確保、育成、定着を図るため、宿舎借り上げ支援及びキャリアアップ支援など引き続き継続すること。子どもに関わる人材が、保育園・学童保育・放課後等デイサービス、児童相談所等で取り合いにならないよう、職種全体に対する人材確保の取り組みを進めること。(福祉局)
10. 認可外保育園・幼稚園について、年間を通して園の運営を安定的に行うことができるよう支援すること。(福祉局)
11. 認証保育制度は東京都独自の制度として、引き続き多様な保育サービスを充実させるととも

に、看護師や栄養士等の専門職の加配や発達障害児への支援員加算など、保育ニーズの変化を踏まえた弾力的運用ができるよう、要件等を緩和すること。(福祉局)

12. 保育園等への訪問指導員の処遇改善と質向上に取り組むとともに、ヤングケアラー支援や虐待の未然防止に取り組むこと。(福祉局)
13. 増加する児童虐待について、区市町村と連携して都内全域で対応力向上に取り組むこと。職員数不足により個別支援が行き届かない児童養護施設について、物価高騰を加味した体制強化支援を実施し、安定的な運営を確保すること。(福祉局)
14. 虐待防止のため、子育て世帯を地域で孤立させないネットワークづくりを進めること。家庭から児童相談所に相談にくくならないよう適切に情報共有すること。児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設)の設置に取り組むこと。(福祉局)
15. 特別養子縁組や里親を増やすため、制度の周知・広報を工夫するとともに、地域の子育て支援との連携体制を構築すること。里親が子育ての悩みを抱え込まないよう、児童養護施設のノウハウを活かせるようフォースタッキング機能を児童養護施設に移管するなど、環境整備を進める。(福祉局)
16. 児童養護対策として、子どものショートステイを推進すること。民間子どもシェルターへの支援を拡充すること。(福祉局)
17. ☆ケアリーバーの18歳以降の自立を支えるため、退所後の継続的な心のケアや相談、一時的避難の居場所提供、住居確保支援、伴走支援体制の拡充を行うこと。(福祉局)
18. 都社協を通して行っている保育士就学資金貸付等事業を、入学金として使用できるよう制度改正すること。(福祉局)
19. ☆女性支援計画に基づき、女性相談支援センターの機能強化を図るとともに、女性相談支援員の人材育成・処遇改善や増員など区市町村を支援すること。また、都としてアウトリーチやPR活動、新たな保護施設の増設など、施策を一層拡充すること。(福祉局)
20. 国の一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業を活用し、サテライト型の緩やかなシェルターを設置すること。(福祉局)
21. ☆繁華街での若年支援のように一自治体では対応が難しいケース、虐待など長期化、広域化する事案について、都と区が情報や人材を共有し、都区連携のしくみを強化すること。(福祉局)
22. ☆困難を抱えた若年女性への民間団体支援を、伴走関係として機能するよう現場の声を踏まえて制度改善すること。また、相談・支援窓口等を周知するため、SNSを活用した広報を行うこと。(福祉局)
23. ひとり親家庭への生活支援、学習支援を拡充すること。離婚後の養育費が確実に支払われるよう、養育費確保支援を推進するとともに、立替制度を検討すること。(福祉局)
24. ☆女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する悩み相談、妊娠婦メンタルヘルス対策を推進すること。(福祉局)
25. 国の特定妊婦等支援整備事業及び特定妊婦等支援臨時特例事業を活用し、支援の必要性が高い妊娠婦を支援機関や出産後の居場所等につなぐ孤立化防止事業を創設すること。(福祉局)

26. 産後ケア事業について、個人差があることから一年で打ち切るのでなく、必要に応じて支援を延長できるよう、区市町村が都独自のサービスとして提供できるよう支援すること。(福祉局)

(高齢者施策の推進)

1. 中高年単身女性の貧困対策として、当事者の声を聞き、民間支援団体等とも連携し施策の構築を図るなど、「おひとり様」高齢者支援を強化すること。(福祉局)
2. ★介護人材の確保・育成・定着に向けて、家賃支援の拡充やキャリアアップ支援など、より踏み込んだ都独自の補填や賃上げ処遇改善を進めること。(福祉局)
3. 介護離職を防ぐために、資格更新時の研修等を簡略化すること。訪問系介護職員に対する暑さ対策に取り組むこと。訪問介護の基本報酬の引き上げを国に働きかけること。(福祉局)
4. ☆家族が介護地獄に陥らないよう包括的、横断的な施策を行うためにケアラー支援条例を制定して施策を強化すること。(福祉局)
5. 孤独、孤立対策として、多様な主体の参加を促進し、異世代交流できる高齢者の居場所づくりを推進するとともに、地域における高齢者の見守り・連携体制を強化すること。(福祉局)
6. 認知症の人が地域で暮らし続けられるよう、居場所づくりを支援する市民団体への補助を拡充すること。また、民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業を推進するとともに、認知症医療の実態調査を実施すること。(福祉局)
7. 認知症に関する啓発、検診、フォローアップを一体的に進めるため、医師会や地域包括支援センターの連携に加え、民間の広報ノウハウやICTを活かした運営支援を行うこと。(福祉局)
8. 介護施設内で人工透析ができるよう、支援体制を整備すること。(福祉局)
9. 成年後見制度の利用促進のため、法的な資格を有する社会保険労務士や行政書士などの専門家を積極的に活用するとともに、トラブル防止に向け区市町村を支援すること。(福祉局)
10. 介護・フレイル予防を推進すること。また、介助を受けねば暮らせる元気な高齢者への支援策を検討するとともに、加齢性難聴の早期発見・早期対応で、介護予防につなげること。(福祉局)
11. シルバーパスのICカード化を実現するとともに、対象交通機関の拡大や費用格差の改善に取り組むこと。(福祉局)
12. 特別養護老人ホームをはじめ、高齢者入所施設の整備を推進すること。建築価格や人件費の高騰、地域偏在への対応強化を含め、整備を推進すること。(福祉局)
13. 補聴器支給の事業について、すべての区市町村が利用できるよう制度設計を改めること。(福祉局)
14. ★人生100年時代として、社会参加を促進し、学びや仕事など地域活動の多様な取り組みを促進する区市町村への支援を強化すること。また、高齢者の健康づくりとフレイル予防を目的に、ウェアラブル端末を活用した事業を実施すること。(福祉局)

15. 元気な高齢者の知識・経験を生かすことができるよう、就労・社会参加の機会を提供する情報ネットワークを構築すること。(福祉局)

(障害者施策の推進)

1. 重度、最重度しか対象となっていない医療費助成の対象を中軽度にも広げるなど、障害者医療費助成制度を拡充すること。(福祉局)
2. 障害者施策として、都庁すべての審議会において障害者を一定数以上割り当てるなど、障害当事者の意見反映について積極的に取り組むこと。(福祉局)
3. 障害者差別解消に向けて理解促進に取り組むとともに、障害者差別に関する相談に対しては、相談者の立場に十分寄り添いながら対応すること。(福祉局)
4. デジタル技術を活用するなど、重度障害者の就労支援を推進すること。(福祉局)
5. 全国平均より低い都内企業の法定雇用達成率を高めるため、企業経営者への支援を拡充すること。(福祉局)
6. ☆障害福祉の人材の確保・育成・定着に向けて、居住支援特別手当等による処遇改善を図るとともに、強度行動障害対応力向上に向けた研修実施や、小規模事業所への定着支援を実施すること。(福祉局)
7. 対話型AIコミュニケーションシステムの普及促進など、きこえない人やきこえにくい人の社会参画を推進すること。また、障害者の意思疎通のための情報保障機器等の使用を支援すること。(福祉局)
8. 精神保健福祉対策として、精神障害者の「警察官通報」について、保健所の対応力の向上を図ること。(福祉局)
9. 精神障害者の地域移行を促進するため、グループホームやショートステイを増やし、24時間体制で生活支援を行う事業を支援すること。(福祉局)
10. 滝山病院の退院促進を図るとともに、抜き打ちの立ち入り調査などにより改善状況を継続的に把握すること。精神障害者の円滑な地域移行を促進するとともに、精神身体合併症の受け皿と医療体制を整備すること。(福祉局)
11. 精神科病棟において実効性のある虐待防止と人権擁護策がとられるよう、監視システムを構築すること。(福祉局)
12. 身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業について、慢性期の透析のニーズに応えるという事業目的に沿って、制度の実効性を高める改善を行うこと。(福祉局)
13. 「東京都障害者施策推進協議会」委員を、高次脳機能障害者と中途失聴者団体等からも選出すること。(福祉局)
14. 社会状況の変化を踏まえ、東京都高次脳機能障害者の実態について再調査を行うこと。(福祉局)
15. ギャンブル等依存症対策として、当事者や家族に寄り添った支援を実施すること。(福祉局)
16. 多摩地域にも東京都発達障害者支援センターを開設すること。また、だれもが安心して発達

検査を受けられる体制を整備すること。(福祉局)

17. 放課後等デイサービスについて、未設置地域における整備費を加算し、地域偏在を是正すること。重度の障害児も利用できる放課後等デイサービスの拡大に向けて取り組むこと。(福祉局)
18. ☆卒業後、さらには高齢化を見据えて、重症心身障害者の施設の整備をはじめ、障害者の居場所の確保に取り組むこと。(福祉局)
19. ☆障害のある方が誰もが趣味やスポーツなどの余暇活動に参加できるよう、実態調査を実施し、制度化に向け当事者参加で検討すること。(福祉局)(再掲)
20. ☆手話言語条例に基づき、都内医療機関や避難所も含め、遠隔手話サービスが利用できるよう、拡充など体制整備を進めること。(福祉局)
21. 乳児を含む重度障害の子どもをもつ家庭に対して、都立病院と連携し、訪問看護やレスパイトなどのケア体制を拡充すること。(福祉局)
22. ☆都立府中療育センターでの受け入れを拡充するため、常勤医師や理学療法士等のスタッフを増員すること。(福祉局)

(健康づくりの推進)

1. 睡眠確保の重要性を周知し、広報啓発により良好な睡眠習慣の定着を促進するなど、都民の健康づくりを推進するため、施策を展開すること。(保健医療局)
2. 自殺防止として、駅のトイレで相談窓口周知を行うなど、交通機関と連携した対策を強化すること。生活困窮を背景とした自殺を防ぐため、生活保護・就労支援窓口との連携強化を行うこと。都として自殺防止条例を制定すること。(保健医療局)
3. がん対策として、生殖機能温存治療の充実や中小企業が開発したがん早期発見関連の製品・サービスの普及、マイクロ RNA 技術や検査方法の普及など、国に先駆けた対策に取り組むこと。そのため、東京都がん対策推進条例を制定すること。(保健医療局)
4. たばこ対策として、受動喫煙防止条例及び子どもを受動喫煙から守る条例の P D C A サイクルを明確にし、公衆喫煙所の整備や民間事業者への指導を十分な水準へ改善すること。区市町村が整備する公衆喫煙所補助の上限額引上げること。(保健医療局)

(医療政策の推進)

1. 選定療養費の負担を求める自治体が出てきていることも踏まえ、引き続き関係機関と連携して、救急医療の適正利用に取り組むこと。(保健医療局)
2. ドクターへリコールの影響を最小化するため、代替手段のための施設指定拡大と多摩地域を含む迅速搬送体制の充実に取り組むこと。(保健医療局)
3. AI を診察・手術の補助や医療政策への活用に広げ、医療の質向上を図ること。(保健医療局)
4. 保健医療計画の病床配分については、慢性的に不足している地域包括ケア病床について、柔

軟な病床政策を構築し、地域医療体制の偏在を是正すること。（保健医療局）

5. 災害時透析医療ネットワークや区市町村と連携して、災害時の透析医療体制を強化すること。（保健医療局）
6. ☆住み慣れた自宅で暮らし続けるため、24時間対応可能な在宅療養の体制を構築すること。（保健医療局）
7. 精神科病院における内部通報制度を強化し、適切な通報対応体制の整備を進めること。人工透析など、身体疾患と精神疾患との合併症について、都立松沢病院での拡充と併せ対応できる医療機関を増やすこと。（保健医療局）
8. 精神障害者や高次脳機能障害者の病気やけがでの入院・手術については、都立病院で必ず受け入れること。（保健医療局）
9. N I C U入院児の入院期間短縮や家族に向けた支援の充実を図るとともに、ドナーミルクの使用に向けた体制を整備すること。（保健医療局）
10. ☆医療従事者の人材確保に向けて、潜在看護師の掘り起こしや新規養成のほか、より踏み込んだ都独自の処遇改善策に取り組むこと。また、災害時を見据えた人材確保策を進めること。（保健医療局）
11. 医療費の適正化に向けて、後発医薬品の普及啓発を進めること。また、残薬発生の原因分析を進め、市区町村や薬剤師と連携して、節薬バッグ運動の取り組み事例を参考にしながら、節薬対策を進めること。（保健医療局）
12. ☆都立病院の独立行政法人化のメリット・デメリットを検証し、情報公開するとともに、行政的医療の充実強化の視点から経営改善に取り組むこと。（保健医療局）
13. 都立病院に子どもホスピスをつくり、院内での学びや生活を充実させるとともに、家族を含めて支援すること。（保健医療局）
14. 民間では採算性の観点から運営が難しい救急・小児・周産期・高度医療等を提供する公立病院の赤字と人手不足に対し、財政支援を含めた総合的支援を強化すること。（保健医療局）
15. 維持コストの高騰により倒産する現状を鑑み、慢性期医療を支える民間中規模病院の支援を強化すること。（保健医療局）
16. 美容医療による健康被害増加に対応し、都立病院に美容医療トラブル相談窓口を設置すること。（保健医療局）
17. 知事公約だった認知症専門病院の創設に向け、福祉局と連携した実態調査を活かし、現場・当事者の声を踏まえた計画を策定すること。（保健医療局）

（健康安全施策の推進）

1. ☆能登半島地震を踏まえ、災害時の医薬品等供給及び薬局機能維持にかかる体制を強化すること。臨時医療救護所が設置を含め、人工透析患者の不安に対応するため、透析医療の災害対策を強化すること。（保健医療局）
2. オーバードーズ対策として、ネット販売者との連携強化や確認ルールの徹底、多店舗購入の

把握につながる情報共有が可能となる地域連携モデルの検討、若年層に届くSNS等でのオンライン啓発の強化など、実効性のある取り組みを進めること。(保健医療局)

3. ☆公営火葬場整備に向け、基礎自治体への建設費補助の拡充や用地確保支援を積極的に行うこと。国に法改正を求めるとともに、都独自で火葬料金の透明化と適正化を図る条例制定に取り組むこと。(保健医療局)
4. 緊急避妊薬（アフターピル）や経口中絶薬を、当事者である女性が入手しやすくなるよう国に働きかけること。(保健医療局)
5. ☆乳児遺棄や虐待を防止し、妊娠・出産・産後を支える支援を行うため、都内でベビーバスケットを実施する民間病院や妊娠相談を行う民間団体、助産師、区市町村と都立病院が連携して、寄り添い型支援の取り組みを実施すること。(保健医療局)

(感染症対策の推進)

1. 新たな感染症の発生に備え、病床確保に取り組むとともに、障害者や高齢者など感染リスクの高い人が入院できる体制を整えること。在宅療養者への支援体制やオンライン診療体制の構築とともに、計画を不斷に検証すること。(保健医療局)
2. 感染症への対応として、保健所の体制強化など必要な予算を確保すること。また、これまでの対策を検証すること。(総務局、福祉保健局)
3. インフルエンザの予防接種について、補助の対象を小学生から中学生までに拡大すること。(保健医療局)
4. 所管区域が大きい多摩地域の保健所について、増設を含め体制を強化すること。(保健医療局)
5. 新型コロナワクチンやHPVワクチンの副反応被害実態調査および追跡調査を実施すること。ワクチン後遺症について、相談体制の整備とともに東京ICDCを活用し、研究および治療体制を整備すること。(保健医療局)
6. 増加傾向にある梅毒など性感染症を減らすため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できる体制を整えること。また、HPVワクチンについては、性教育の中でリスクも含め、公正かつ十分な情報提供を行うこと。(保健医療局)
7. 需要に対して供給が過剰となり、動物虐待にあたるおそれのある繁殖や販売の実態がみられるペット関連事業者への指導を強化すること。(保健医療局)

○まちづくりの推進、地域と産業の振興

(都民などの理解と共感を得る都市計画と事業の実施)

1. ☆都市計画審議会の運営においては、区市と連携した積極的な広報（計画素案や説明会に関する情報、おおまかなスケジュールの提示）を都民に行うとともに、利害関係者や住民などの意向をできる限り把握し、説明会を開催することなどにより、合意形成が図られるよう、まちづくりプロセスへの市民参加を一層充実させること。（都市整備局）
2. 公園まちづくり制度を見直し、東京の緑を守りながら、まちづくりを進めること。（都市整備局）
3. ☆神宮外苑再開発事業について、都民に開かれた討論・議論の場を設けること。すべてのイチヨウ並木を含む貴重な樹木の保全など、事業者に対策を求め、確実に実施させること。（都市整備局）
4. ☆築地市場跡地のまちづくり事業については、食文化の拠点継承に取り組むとともに、地元自治体の要望を踏まえ、地域と一体的なまちづくりを推進すること。また、環境配慮に努めるとともに、浴恩園史跡の保存を図ること。（都市整備局）
5. 都市の3Dデジタルマップ化に向けた基礎調査の検討を実施すること。（都市整備局）
6. 米軍基地に関して、航空機などの安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう働きかけること。（都市整備局）
7. 米軍各基地・関連施設の返還や横田空域の全面返還に向けて、国や地元自治体とともに積極的に取り組むこと。（都市整備局）

(都市基盤の整備)

1. ICT・AIなども活用した総合的な治水対策を進めるとともに、豪雨対策を強化し浸水被害を防止すること。河川整備や下水道、調節池整備、流域対策などのハード対策を進めるとともに、都民の生命を守る避難方策について多くの都民が認識するよう、広報に取り組むこと。（都市整備局）
2. 都内の地下街の防災推進を図るために、調査を行い、地下空間ガイドラインを作成すること。（都市整備局）
3. 地震時に滑動・崩落する可能性がある大規模盛土について、AIやドローンを活用して盛土の監視を進めるとともに、対策工事の設計や工事を行う区市町村などに補助を実施すること。（都市整備局）
4. ☆東部低地帯における水害時の対策について、垂直避難などの浸水域にとどまる場合を想定した避難スペースの確保、高台まちづくりなどを着実に進め、災害に強いまちづくりとすること。（都市整備局）
5. ハード・ソフト両面から総合的な交通政策を推進するため、自動運転技術を活用した都市づくり

りへの展開や、運航経費の補助限度額引き上げなど地域公共交通の充実・強化を図ること。(都市整備局)

6. 都心と臨海地域を結ぶB R T整備を実施するとともに、物流政策に関する調査を行うこと。東京8号線・東京12号線の延伸、新空港線、品川地下鉄、都心部・臨海地域地下鉄などの建設に向けて取り組むこと。(都市整備局)
7. 不可欠な社会インフラである鉄道ネットワークについて、技術者不足に起因する課題について、解決策や取組の試行などを調査・検討し、実施すること。(都市整備局)（再掲）
8. 2024年の建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画の変更に基づいて、建設工事従事者の安全や健康確保を推進すること。(都市整備局)
9. 多摩地域住民の羽田空港アクセスを向上させるため、神奈川県や川崎市と連携して、JR南武線、またはJR中央線を活用した利便性向上に資する計画を検討し、実施すること。(都市整備局)
10. ☆羽田空港新飛行経路の固定化回避に取り組むこと。(都市整備局)
11. 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面整備に向けて、設計費を補助すること。(都市整備局)
12. ☆転落事故防止とスムーズな運行推進のため、鉄道駅へのホームドア設置を加速させ、着実に整備すること。国と連携して財源を確保すること。(都市整備局)
13. ☆特別支援学校の最寄り駅への早期ホームドア整備が進むよう取り組むこと。また、ホームドア設置までの間、安全柵や転落感知装置などを設置するように支援すること。(都市整備局)
14. 鉄道施設の安全対策として、鉄道施設安全対策事業や鉄道施設耐震対策事業を実施すること。(都市整備局)
15. 鉄道駅やその周辺のバリアフリー化を進めるため、鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業、バリアフリー基本構想等作成費補助を実施すること。(都市整備局)
16. 鉄道ターミナル駅である北千住駅における乗り換えの円滑化など、バリアフリー経路整備に関与すること。(都市整備局)
17. リニア中央新幹線の整備について、環境影響や工事方法の安全性などを十分に調査することを国に求めること。(都市整備局)
18. 東京の水辺の一層のにぎわいを創り出すために、舟運の活性化に関する調査を行うこと。(都市整備局)
19. ☆物流の2024年・2026年問題への対応やドライバーの負担軽減のためにも、物流効率化、駐車対策に取り組むこと。(都市整備局)（再掲）
20. 駐車場の附置義務基準に関する調査を実施するとともに、条例の見直しを行うこと。(都市整備局)
21. ☆地域公共交通における、民間事業者のバス・タクシー運転手の確保支援を進めため、民間事業者との話し合いを重ねながら、具体的な取組を進めること。自治体独自の地域公共交通について、市町村への財政的支援を行うこと。(都市整備局)（再掲）
22. ☆路線バス運転手確保のため、家賃補助も含めさらなる処遇改善を図ること。(都市整備局)（再掲）

23. 白タク対策に取り組むこと。(都市整備局)
24. 都市計画道路の位置付けについては、地元自治体からの意見を聞くとともに、柔軟かつ慎重に対応していくこと。(都市整備局)
25. 西多摩地域のバス路線維持のため、地方バス路線維持助成を行うとともに、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業を実施すること。(都市整備局)
26. 地域のコミュニティバスの運営に際しては、空白地域の解消のためにも、運行経費の一部補助に加えて、継続した支援など補助を拡充すること。(都市整備局)
27. 人口減少社会において、多様なライフスタイルに対応したゆとりのある住まいや働く場の整備、人を中心の歩きやすい空間を創出するなどのまちづくりに取り組むこと。(都市整備局)
28. 多摩ニュータウンの再生に向け宅地販売業務及び宅地管理業務など、各種施策を着実に展開すること。(都市整備局)

(東京のくらしを支え、活力となる都内産業の振興)

1. 中小企業が経営環境の変化に対応できるよう、企業の戦略立案から実行、資金支援までを一体的に支援すること。(産業労働局)
2. 地域の中小企業が連携して実施する新規事業の創出や、新技術を活用した競争力強化の取り組みを積極的に後押しすること。(産業労働局)
3. 中小企業の成長を見据えた業務改善や新事業の展開を継続的に支援すること。(産業労働局)
4. ☆東京の成長戦略の一環としている、スタートアップ戦略の推進にかかる各種事業について、スタートアップ・エコシステムの形成やスタートアップ企業の創業・成長といった具体的な成果に結び付いているのかを検証していくこと。(スタートアップ戦略推進本部)
5. アントレプレナーシップ育成のため、TIBにおいて必要な取り組みを進めるとともに、目指す成果に応じたKPIを設定し、進捗管理を行うこと。(スタートアップ戦略推進本部)
6. 地域で事業をつくり出す働き方の一つとして、労働者協同組合の設立や運営を支援すること。(産業労働局)
7. 八丈町・青ヶ島村の台風被害において、影響を受けた各種事業者の事業継続を下支えるため、事業全般に広く使える、いわば「持続化給付金」を支給すること。また、今後、同様の災害があった場合に速やかに支給できるよう、制度創設を検討すること。(産業労働局)
8. 八丈町・青ヶ島村の台風被害からの早期復旧・復興のため、速やかな資材運搬が可能となるよう、海上輸送の確保に取り組むこと。加えて、平時においても海上輸送能力の拡大に努めること。(港湾局)また、離島ゆえに高額な海上輸送費がかかり、給付金の実質金額が少なくなることから、輸送費相当分について別途支援すること。(住宅政策本部)
9. 航空宇宙産業への参入支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
10. A S E A N・インド展開支援事業や海外進出サポート事業など、海外ビジネス機会の拡大創出に向け取り組むこと。(産業労働局)
11. 東南アジアや南アジアなどの海外企業の東京進出を一層後押しすること。(産業労働局)

12. 中小企業のサイバーセキュリティ対策事業に取り組むこと。(産業労働局)
13. インキュベーターによる起業家支援事業に取り組むとともに、スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業に注力するなど、創業支援策を充実させる。(産業労働局)
14. スタートアップ知的財産支援事業を充実するなど、知的財産活用支援を強化すること。(産業労働局)
15. ☆住宅政策における官民連携ファンドの政策効果を評価するには、ファンドの運用状況をチェックする必要がある。議員や監査委員、包括外部監査人の資料・説明要求があれば、法令上の開示義務を優先すべきであり、制限する理由を具体的に説明すること。(産業労働局)
16. 地域商店街活性化に向け、区市町村と十分連携を図りながら、魅力ある商店街づくりを進めること。また、商店街の担い手の育成支援を強化すること。(産業労働局)
17. 充実させた政策課題対応型商店街事業により、環境負荷の低減などに取り組む商店街の活動を後押しすること。(産業労働局)
18. 中小企業等の事業承継において、相談体制を強化するなど、支援を充実すること。(産業労働局)
19. ☆事業承継・再生支援事業を拡充し、マッチングを進めることで円滑な事業承継につなげるとともに、事業承継を契機とした成長支援事業、「第二創業」支援事業を実施するなど、新たな製品開発、新ビジネスへの挑戦を支援すること。(産業労働局)
20. フリーランスは立場が弱く、口頭発注や支払い減額・遅延などのトラブルが発生していることから、業務の取引適正化に向け契約書の無料ツール提供など、フリーランス支援策を充実すること。(産業労働局)
21. 外国人労働者を雇用する企業に対し、労働関係法令等の周知徹底を行い、法令違反の防止に努めること。(産業労働局)
22. ☆中小企業制度融資について、女性活躍推進や創業支援、構造改革等支援、社会課題解決・推進の取り組みへの支援を強化すること。また、制度融資の実績や返済状況を踏まえて融資内容の検証を行うなど、きめ細やかな対応を行い、今後の改善に備えること。(産業労働局)
23. MICE誘致の推進と受入環境整備を図ること。また、自然と調和した観光として、新たなツーリズムの開発支援など、体験・交流型の観光資源の開発を進め、観光客の再訪につなげること。さらに、複数都市を巡るM I C E 誘致に取り組むこと。(産業労働局)
24. 東京観光情報センターバスターミナル東京八重洲（仮称）の整備に取り組むこと。(産業労働局)
25. インバウンド客が東京を起点として国内の各地域へ観光に訪れる取り組みを促進するなど、新たな観光需要の創出に取り組むこと。また、観光事業者のデジタル化も促進すること。(産業労働局)
26. 観光資源の保全、オーバーツーリズム対策に関する支援を実施すること。(産業労働局)
27. 民泊による近隣トラブルなどを防止するため、産業労働局と保健所・福祉保健局の連携体制を整えること。(産業労働局)

28. 都庁舎のプロジェクトマッピング事業における目標数値などを都民に示すこと。(産業労働局)
29. 多摩地域、島しょ地域の魅力創出支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
30. 宿泊税の見直しにあたっては、宿泊費の精算等のシステム改修に対する支援、また事務負担軽減にも取り組むこと。(産業労働局)
31. ☆国際金融都市・東京については、国や民間事業者と連携しながら、実現に向けて取り組むこと。(産業労働局)
32. ☆国際金融都市としての魅力や取り組みの認知向上を図り、外国企業の東京進出や海外からの投資を促進すること。(産業労働局)。
33. 国際金融都市については、国と連携しこれまでのランキングの検証も可能な限り行い、都の目標を明確に示すこと。

(東京の農林水産業の振興)

1. ☆東京産農産物・食材の魅力発信、流通拡大、学校給食活用促進に向けて取り組むこと。農業経営の多角化やスマート農業化を支援するとともに、新規就農者への育成・投資支援・定着、多様な担い手の育成・確保を図ることで、地域農業経営の強化を図ること。(産業労働局)
2. 環境と調和したエコ農産物を生産する農業を推進するとともに、その転換促進を支援すること。(産業労働局)
3. スタートアップなど幅広い分野からの農林水産分野への取組を後押しし、技術開発や新たなビジネスモデルの構築を促進すること。(産業労働局)
4. 生産緑地買取・活用支援事業を実施すること。(産業労働局)
5. 都市農地の保全、活用の推進やブランド化、地域の特色をいかした農業の支援に取り組むこと。(産業労働局)
6. 都市農業及び都市農地の継続が図られるよう、都独自の施策を構築すること。(産業労働局)
7. ☆多摩産材を「切って、使って、植えて、育てる」循環利用を定着させるため、支援をシ行い、森林資源の循環利用を進めること。あわせて人材の確保・育成を進め、優良材の供給や地域活性化につなげ、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与すること。(産業労働局)
8. ☆民間非住宅施設の内装・外構・外壁の木質化を支援すること。(産業労働局)
9. 東京の森林再生に向け、所有者不明森林の把握を加速させ登記を推進すること。また、森林作業の効率化・省力化を図るとともに、多摩産材をはじめとした国産材の利用拡大、林産物の生産支援に向けた取り組みを進めること。(産業労働局)
10. 保安林の整備事業および管理事業に取り組むこと。(産業労働局)
11. 無花粉杉の育成・生産に取り組み、植え替えを進め、花粉症対策を推進すること。(産業労働局)
12. 林業の新規就労者を技術者として育成するなど、林業労働力の確保に取り組むこと。(産業労働局)

13. 間伐材供給促進事業で支援を充実させること。(産業労働局)
14. ☆水産資源の持続的利用を推進するとともに、漁業環境保全対策、陸上養殖の推進など栽培漁業の育成強化に取り組むこと。(産業労働局)
15. 水産業を支えるため、島しょ漁業資材高騰緊急対策事業や内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業を実施し、漁業経営の安定化を図ること。(産業労働局)
16. 持続可能な網漁業の推進に取り組むこと。(産業労働局)
17. 畜産振興総合対策により TOKYO Xなどのブランド強化を進めること。(産業労働局)
18. 畜産業の振興に向けて、アニマルウェルフェアの指針に沿った飼育施設整備を行う畜産農家への支援を進めること。(産業労働局)

○サステナブルな市場経営と都民ニーズへの対応

1. ☆市場において、事業者の意見を受け止め、場内物流の効率化や機能強化、IT等を活用した取り組みを推進すること。これらの取り組みは、事業者の働き方改革にも資するものとすること。(中央卸売市場)
2. 生産地と中小の実需者をつなぐ中央卸売市場の機能を維持していくために、サプライチェーンの強化や市場業者の経営基盤の強化に取り組むこと。(中央卸売市場)
3. 脱炭素化・ゼロエミッションに向けた取り組みとして、調達電力の再生可能エネルギー100%化に向けて取り組むこと。(中央卸売市場)
4. 市場における梱包材等の廃棄物削減に取り組むこと。(中央卸売市場)
5. ☆防災対策を進め、安心・安全が確保された環境のもとで市場取引を推進すること。都内での災害だけでなく、生産地での災害も考慮して、市場取引の維持・推進を図ること。(中央卸売市場)
6. 豊洲市場については、引き続き食の安全・安心に万全を期すこと。また、千客万来施設の運営に、責任を持って取り組み、事業者等と賑わいの創出に尽力すること。あわせて、壁面緑化の改修を行うこと。(中央卸売市場)
7. 豊洲市場の地下水管理システムについて、当初の計画どおり地下水位A.P.+1.8mを保ち、液状化を防ぐための対策を講じること。(中央卸売市場)
8. 食肉市場における畜作業の衛生対策として、大・小動物解体処理に係る設備機器改修工事を実施すること。市場棟南側急冷冷蔵庫冷凍設備改修工事を進めること。あわせて、食肉市場への都民の理解を深めるため、積極的な普及啓発に取り組むこと。(中央卸売市場)
9. 市場の改修については、大田市場において青果棟・水産棟のオーバーヘッドドア改修工事を進め、豊島市場では構造部材の補修工事を行うなど、市場の計画的整備を図ること。市場業務に影響が出ないよう、十分配慮しながら改修を進めること。(中央卸売市場)
10. 淀橋市場においては、狭隘な敷地を立体的、効率的に活用した、ゼロエミッション化の名に相応しい太陽光発電設備を備えた新総合事務所棟(仮称)の整備に向け、必要な工事に取り組むこと。(中央卸売市場)

11. インクルーシブ社会の実現や障がい者雇用の促進などの観点から、各市場施設のバリアフリー化を進めること。（中央卸売市場）
12. 市場経営を財政面から支えるため、委託経費の削減、使用料収入の確保、支払利息の圧縮など、経営改善に引き続き取り組むこと。あわせて、市場ごとの収支状況を把握し、赤字の原因を分析し、収支改善に向けて取り組むこと。（中央卸売市場）
13. ☆中央卸売市場が今後も基幹的なインフラとして役割を果たし続ける、経営指針および経営計画に基づき、各施策の進捗状況を管理し、目標達成に努めること。あわせて、新経営計画を作成すること。（中央卸売市場）
14. 「東京都中央卸売市場会計経営レポート」を作成・公表し、市場会計の見える化をすすめるとともに、経営改善に取り組み、市場の安定的な運営について継続的に検討を行うこと。（中央卸売市場）
15. 市場使用料や市場の適正な使用について、中央卸売市場に係る監査を実施し、その結果を公表するとともに、必要に応じて是正措置を講ずること。（中央卸売市場）

（道路や河川、公園などの整備推進）

1. ☆建設業での扱い手確保の後押しや働き方改革、処遇改善の推進、適正な金額での公共工事発注などにより、公共事業の品質確保を図ること。（建設局）
2. ☆技術職員の人材育成の取組を進め、質の高い都市インフラの整備を推進すること。（建設局）
3. 樹木の多様な資産価値を認め、道路緑化を推進するとともに、神宮外苑のイチョウ並木など街路樹の育成・管理、植樹帯の再整備、木陰の確保等に取り組むこと。街路樹による防災機能の強化に取り組むこと。（建設局）
4. 路面補修等により道路の良好な状態を保持するとともに、沿道環境に配慮した保水性舗装、二層式低騒音舗装、低炭素アスファルトの利用、緩衝建築物助成等を行うこと。遮熱性舗装については、太陽光の反射による人体への照り返しの課題を踏まえ、改善に向けた取り組みを行うこと。（建設局）
5. 多摩山間部や島しょ部の山岳道路における防災対策として、日常的な巡回や詳細な点検を実施するとともに、道路災害防除事業により機能強化を図り、住民の安心・安全につなげること。（建設局）
6. 豪雨など異常な気象に備え、山岳道路の防災機能を強化すること。（建設局）
7. 都道整備に係る境界確定について、遅延がないよう職員の確保・育成、アウトソーシングやデジタル化に取り組むとともに、開発行為の申請や土地取引に支障を来さないよう、土地境界の証明への対応を行うこと。（建設局）
8. 事業用地として取得した都の残地について、台帳を作成し、有効活用できるよう整理すること。（建設局）
9. 社会資本の整備・維持管理を行うために、建設業における週休2日制確保工事の実現を進めるとともに、現場従事者の収入を減らさない取り組みを示すこと。（建設局）

10. UDブロックにより歩道の段差を解消を進めるとともに、道路のバリアフリー化や区市町村バリアフリー化補助を行うこと。また、第4次交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進め、渋滞解消を図ること。(建設局)
11. 道路通報システムについて、区市町村への導入を促進するため支援を検討するとともに、都民への認知度向上を図ること。(建設局)
12. 新設・拡幅・既存道の無電柱化を進めるとともに、区市町村道も含めた面的な無電柱化を推進すること。(建設局)
13. ☆自転車通行空間の整備を進め、計画的に増設するとともに、走行者の安全対策に取り組むこと。(建設局)
14. 東京外かく環状道路建設における調布市での陥没・空洞事故を踏まえ、地盤補修や住宅補修、賠償等について住民に寄り添った対応を行うとともに、再発防止策が確実に実施されるよう取り組むこと。(都市整備局)
15. 首都高日本橋区間の地下化の整備を進めること。(建設局)
16. 富士山噴火への備えとして降灰時に除灰を優先する重要拠点を連絡する優先除灰道路を選定し、道路啓開体制を構築すること。(建設局)
17. 京浜急行本線や西武新宿線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。(建設局)
18. 等々力大橋（仮称）、東雲橋、関戸橋、日野橋等の橋梁整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化や維持補修など安全性向上に取り組むこと。(建設局)
19. 都市型水害対策や調節池整備等の大規模事業に必要な財源の確保について、国に強く求め、実現すること。(建設局)
20. 妙正寺川や呑川、新中川など都内中小河川の護岸・防潮堤の整備・耐震補強を着実に推進するとともに、妙正寺川上流調整池（仮称）や柳瀬川上流第一調整池（仮称）など調節池等の整備を早急に行い、緊急豪雨対策を進めること。また、流域貯留浸透事業を促進すること。(建設局)
21. ☆東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策は、都民の安全・安心を守るために最重要課題であることから、着実に取り組むこと。(建設局)
22. ☆気候変動を念頭に置き、低地河川のはん濫対策や高潮対策の強化に取り組むこと。(建設局)
23. 土砂災害への対応について、地すべり防止対策や急傾斜地崩壊対策、島しょ地域の砂防施設・海岸保全施設の整備、警戒避難体制の確立等に取り組むこと。(建設局)
24. 土砂災害危険度情報の周知に取り組むとともに、より分かりやすい表示とするなど改善を図ること。また、地域の自治会や自主防災組織、学校等に対し、土砂災害からの安全な避難に関する出前講座を実施するなど、住民意識の向上に取り組むこと。(建設局)
25. マイシティレポートについて、一層の普及に努めるとともに、デジタル技術の活用をさらに進め、日常業務の効率化や災害時の被害状況を迅速に把握できるようにすること。(建設局)
26. 都立公園および区市町村立公園において、誰もが安心して利用できる環境整備に引き続き取り組むこと。また、都立動物園においては、聴覚に障害のある人が動物の鳴き声を体感でき

る機器を導入するなど、多様な人が楽しめる動物園づくりに取り組むこと。(建設局)

27. 東京都内は他都市や諸外国と比較して依然として公園面積が低い水準にあることから、都民にうるおいや安らぎを与える都市公園や都市計画公園・緑地・風致地区を減らすことなく、拡充を図ること。防災機能の強化充実に取組むこと。(建設局)
28. 各都立公園においても、生物多様性（生態系）の保護を基本とし、樹木の不必要的伐採や移植を避けること。(建設局)
29. 都立公園の樹木におけるナラ枯れ被害については、来園者の安全確保のため、感染状況に応じた対策に取り組むこと。(建設局)
30. 都立公園や都道の植栽において、グリホサート等を主成分とする除草剤を使用しないこと。(建設局)
31. 都立公園における受動喫煙対策を強化すること。(建設局)
32. 都立中川公園において、災害時の機能強化に取り組むとともに、隣接する計画区域における公園について、下水道局と連携して早期整備を図ること。(建設局)
33. 都内で最も古い洋風公園である日比谷公園の魅力を維持・向上させるとともに、適切な環境整備に取り組むこと。(建設局)
34. 自然に触れる外遊びを通じて生きる力を育むため、都立公園に常設のプレーパークやインクラーシブ公園を増やすこと。(建設局)
35. 多摩動物公園等の動物園における鳥インフルエンザ対策に万全を期すこと。(建設局)
36. 都立動物園・水族園において、野生動物の保護・繁殖に積極的に取り組み、生息地の保全活動にも貢献すること。(建設局)
37. 都内における災害廃棄物の集積場所として、区市町村と連携し、都立公園の仮置き場としての提供に協力すること。(建設局)
38. 都立霊園において、合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬等を拡充すること。(建設局)

(東京港、臨海部及び島しょ地域の基盤などの整備と物流機能の強化)

1. ☆船舶の大型化や増加するコンテナ貨物に対応するため、ふ頭の新規整備及び既存ふ頭の用途変更や再整備を推進すること。国と連携し、中央防波堤外側コンテナふ頭の事業完了の前倒しを図ること。また、青海コンテナふ頭の再整備等を進めること。(港湾局)
2. ☆モーダルシフトの受け皿としての内航フェリーやRORO船（ロールオン・ロールオフ船）による輸送量の増加や船舶の大型化を受け、内貿ふ頭の再整備を進めること。(港湾局)
3. ☆物流機能の強化を図るため、臨港道路などの整備を進めること。また、東京港ストックヤードの設置や、GPSを活用してターミナル入場までに要した車両の待機時間を公表する「見える化」を推進するなど、物流円滑化に向けた取り組みを推進すること。(港湾局)
4. 物流の基幹インフラである臨海部の交通ネットワークの維持・向上に向け、第二航路海底トンネル等の長寿命化を推進すること。(港湾局)
5. 上屋等での太陽光発電施設設置や屋上緑化を進め、東京港における脱炭素化の取り組みを着実

に推進すること。また、臨海部における再生可能エネルギーの導入に当たっては、潮風や塩害等の地域特性に十分配慮しながら、新たな技術・設備を導入すること。(港湾局)

6. 東京国際クルーズターミナルを拠点として、クルーズ客船誘致に取り組むこと。また、東京港における2バース体制を整備すること。(港湾局)
7. 東京港の運営におけるDXの推進については、東京港の国際競争力を強化する観点から取り組むとともに、物流改革が進む中、港湾労働者の処遇改善等、人材の確保育成を踏まえて実施すること。(港湾局)
8. 東京港の管理運営において、東京都と東京港埠頭株式会社との連携の状況や支出等の情報を、都民に分かりやすく示すこと。(港湾局)
9. ☆気候変動の影響に備え、東京湾沿岸の海岸保全施設である防潮堤などのかさ上げを行うとともに、台風の進路によっては越波や高潮での浸水が想定されることから、排水ポンプや排水機場などの機能強化を区と連携して進めること。(港湾局)
10. 新砂水門や京浜運河などの防潮堤、江東地区の内部護岸等について、耐震化を早急に講じること。(港湾局)
11. 東京湾でのヒアリ等の要緊急対処特定外来生物の侵入・定着を防止すること。(港湾局)
12. 東京港防災船着場の整備・改修を進めるとともに、防災訓練を実施し、区と情報を共有するなど、防災対応力の向上に取り組むこと。(港湾局)
13. 臨海副都心や豊洲・晴海エリア、大田区の羽田空港周辺において、舟運ネットワークの広域化を進めること。(港湾局)
14. ☆臨海副都心の賑わいについては、事業者等による協議会の自主的な取り組みと連携しながら、引き続き創出に取り組むこと。また、臨海副都心地域におけるインフラや都市基盤施設の更新に取り組むとともに、未処分地の適切な管理を行うこと。(港湾局)
15. 臨海地域開発事業会計については、今後の会計のあり方について検討すること。(港湾局)
16. 港湾局自転車通行空間整備計画を推進するなど、臨海副都心地域の魅力を一層高めること。(港湾局)
17. 親水性を備えた自然に親しむ海上公園については、地域住民に加え、外国人観光客等も親しめるものとすること。(港湾局)
18. 海の森公園については、東京の新たな魅力を創出するレジャー施設となるよう、整備及び改修を進めること。(港湾局)
19. ☆お台場海浜公園での噴水「ODAIBA ファアウンテン」については、100%公金を充てる方法の妥当性など、様々な課題があることから、事業のあり方を抜本的に見直すこと。(港湾局)
20. ☆新海面処分場について、できる限り長期間使用できるよう、延命化対策に取り組むこと。(港湾局)
21. ☆島しょ地域の航路は海上交通路であり、物流を支える基盤であることから、小離島における就航率向上に向け、突堤などの港湾施設整備を進めること。また、漁港施設や海岸保全施設の整備に取り組むこと。あわせて、島しょ地域の魅力を広く発信するとともに、航路や航空路を維持するため、今後も事業者への支援を着実に行うこと。(港湾局)

22. 離島航空路線の維持・存続に向け、国と連携し、制度の見直しや財源確保を図ること。(港湾局)
23. ☆I R、いわゆるカジノについては、調査費の計上を中止し、誘致を行わないこと。(港湾局)

○災害、犯罪などへの備え

(防災対策の強化・充実)

1. 東日本大震災による被災地、能登半島地震の被災地への職員派遣等の支援を引き続き行うとともに、八丈島の台風被害からの復旧・復興についてもしっかりと支援すること。(総務局)
2. ☆能登半島地震を受けた、本年の災害対策基本法等の改正を受け、東京都地域防災計画に、災害支援NPOと連携した活動について位置付けるとともに、NPOやボランティア団体等を「被災者援護協力団体」の登録、登録団体データベースの活用、災害中間支援組織の育成など、必要な取組を進めること。(総務局、生活文化局、福祉局)
3. ☆『災害時「こころのケア』の手引き』や災害派遣精神医療チームのマニュアルでも、支援者の支援が記されているが、東京都はもとより区市町村も含め、災害時の取り組みについてより具体化を図ること。(福祉局)
4. ☆災害時に必要となる被災者への心のケア、支援者のメンタルケアについて、専門職が少ない島しょ部への支援を強化すること。(福祉局)
5. 災害時における臨時医療救護所が設置できるよう、その配置について検討すること。(福祉局)
6. 災害時の情報発信方法をわかりやすく伝えるため、視覚及び聴覚障害者向け情報伝達機材を配置すること。(福祉局)
7. 区市町村をまたいで被災した障害者や難病患者が支援を受けられるよう、重度難病・重度障害者・要介護者等の災害時個別避難計画作成を支援するほか、広域自治体である都が自治体間の調整や支援の仕組みを整備・強化すること。(福祉局)
8. 地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限におさえるため、総合防災訓練の実施、防災センター及び立川防災センターの運営、防災行政無線の運用、ドローンによる物資輸送の実動訓練、応急給水槽の維持管理など各種施策を実施すること。また、多摩地域における災害対応力の強化を図るために、多摩広域防災倉庫を適切に運営するとともに、多摩地域の新たな防災拠点を整備すること。(総務局)
9. 災害時にもつながりやすい通信手段として活用されているMCA無線については、2029年にサービス終了となるため、代替手段を計画的に整備すること。(総務局)
10. 災害発生時の都庁職員の対応力について、日ごろの研修・訓練等に加え、計画やマニュアルの検証や改善も含め、絶えず実効性を確認し、向上に取り組むこと。(総務局)
11. 発災時の情報連絡要員、リエゾンについては、どのような職員がどのような権限をもって派遣されるのか、受け入れる区市町村において具体的に想定できるよう、より一層連携を深める

こと。(総務局)

12. 災害時に段ボールベッドなどの都備蓄物資の輸送については、必要とする区市町村に対し、地域格差なく届けるよう取り組むこと。また、都と基礎自治体、NPO や災害支援法人などとの連携し迅速に動けるようにする、民間との役割分担や顔の見える関係の構築など、多層的なネットワーク構築についても、しっかりと取り組むこと。(総務局)
13. 外国人旅行者への防災普及啓発、都民の防災に関する理解と関心を深める普及啓発に取り組むこと。(総務局)
14. 帰宅困難者対策推進のため、区市町村と協定を締結する民間の一時滞在施設に対する支援を継続するとともに、帰宅困難者対策に取り組む自治体に、都の帰宅困難者訓練のノウハウを区市町村に積極的に共有するなど、総合的な帰宅困難者対策を実施すること。(総務局)
15. 地域防災力向上のため、女性防災人材育成に向けた取り組みを推進すること。また、マンション防災にかかる広報展開、出火防止対策にかかる区市町村支援などに取り組むこと。さらに、地域の自主防災組織の活動支援として、新たに消防団への入団促進に係る戦略広報、家具類の転倒・落下・移動防止対策に取り組むこと。(総務局)

(住宅耐震化の促進とマンション防災など)

1. 震災時に命を守る対策として、新耐震住宅の耐震化促進策を推進するなど、誰も取り残さない耐震化を進めること。(都市整備局)
2. 住宅の耐震改修における減税措置の延長を国に求め、実現すること。(都市整備局)
3. 耐震改修を促進するため、区市町村が行う耐震化促進普及啓発活動を支援すること。(都市整備局)
4. より多くの住宅を耐震化させるため、助成上限額の引き上げなど、さらなる支援を進めること。(都市整備局)
5. マンション防災を推進するため、管理組合におけるエレベーターの故障や閉じ込め、在宅避難におけるトイレ問題などへの取り組みに対し、より一層の支援を行うこと。(総務局)
6. マンション耐震改修促進事業により、耐震診断助成・耐震改修助成・耐震アドバイザー派遣を行うとともに、助成等を拡充し、耐震化 100%達成を目指すこと。また、管理不全の防止・管理適正化を促進に向け、啓発隊やアドバイザーの派遣、マンション社会的機能向上支援事業など、必要な取り組みを行うこと。マンション再生を促進するため、必要な制度を構築し、実施すること。(住宅政策本部)
7. 災害時後も生活を継続できる「東京とどまるマンション」の登録戸数を増やすなど、マンション防災を進めること。(住宅政策本部)
8. 区市町村の災害対応力の向上に向けて、災害時のトイレ確保等、避難所環境の整備・向上に取り組むこと。さらに、避難生活については、災害関連死に代表される健康問題、避難所等における温かい食事の提供、居住環境、衛生環境の改善に向け得て、必要な体制整備を進めること。(総務局)

9. 災害時の避難生活が長期化する際には、子どもの学びと遊びなどを保障し、心のケアを行うこと。(総務局)
10. 災害時のペット同行避難について、ペット同行同伴訓練での課題を整理し、市区町村の取り組みを支援すること。(総務局)
11. 大規模風水害時に都民が適切な避難行動をとることができるように、大規模水害時の広域避難対策や都民の水害リスクに対する意識の向上に役立つ、マイ・タイムライン出前講座を実施すること。(総務局)
12. 災害に備えた防災体制を整備するため、東京都防災情報ネットワークの構築、被災者総合支援システム（仮）の構築等に向けた基本構想策定、TOKYO 災害時運用計画（仮）策定、富士山噴火降灰対策の強化、在宅避難者の生活支援に係るセミナーの運営等委託などを実施すること。新たに首都直下地震等による被害想定の更新、発災時における各局代替施設の通信手段確保に取り組むこと。また、地震と風水害、地震と富士山の大規模噴火などの複合災害への対策についても万全を期すよう取り組むこと。(総務局)

(市街地整備と耐震まちづくり)

1. 迅速な都市復興に向けた事前の取組を一層強化すること。(都市整備局) (再掲)
2. 不燃化特区制度を活用した事業、木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活道路等整備促進事業などを実施し、震災時の被害を軽減できる、災害に強いまちづくりを推進すること。(都市整備局) (再掲)
3. 都市防災のため、引き続き避難場所・避難道路の見直しを行うとともに、地域危険度測定調査を実施すること。また、防災都市づくり推進計画に関する調査も行うこと。(都市整備局) (再掲)
4. 都施行の区画整理として、広域交通基盤整備などとあわせた整備、沿道一体整備、地域と連携した延焼遮断帯形成事業、その他整備事業を実施すること。(都市整備局)
5. 民間建築物等における危険なブロック塀を撤去し、新設が進むよう、引き続き取り組むこと。(都市整備局) (再掲)
6. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化100%実現に向けて取り組むこと。都市型震災の教訓を生かし、建築物による被害リスクを減じる改修を進め、液状化対策も推進すること。(都市整備局) (再掲)
7. ICT・AIなども活用した総合的な治水対策を進めるとともに、豪雨対策を強化し浸水被害を防止すること。河川整備や下水道、調節池整備、流域対策などのハード対策を進めるとともに、都民の生命を守る避難方策について多くの都民が認識するよう、広報に取り組むこと。(都市整備局) (再掲)
8. 都内の地下街の防災推進を図るため、調査を行い、地下空間ガイドラインを作成すること。(都市整備局) (再掲)
9. 地震時に滑動・崩落する可能性がある大規模盛土について、AIやドローンを活用して盛土の監

視を進めるとともに、対策工事の設計や工事を行う区市町村などに補助を実施すること。(都市整備局) (再掲)

10. 東部低地帯における水害時の対策について、垂直避難などの浸水域にとどまる場合を想定した避難スペースの確保、高台まちづくりなどを着実に進め、災害に強いまちづくりとすること。
(都市整備局) (再掲)

(安全安心まちづくり 警察・消防など)

1. 区市町村の防犯対策の底上げを図ること。防犯カメラの設置・更新経費や電気代などの維持管理費が過大とならないよう、自治会・町会、商店街等の負担軽減を図ること。(都民安全総合対策本部)
2. 防災機器等購入緊急補助事業について、自治体間での機器格差を生まないよう制度の周知や啓発を行うこと。(都民安全総合対策本部)
3. ☆青切符制度の円滑な導入のため、普及啓発に取り組むこと。(都民安全総合対策本部)
1. 大川原化工機事件を踏まえ、えん罪の再発防止に向けて、第三者の目を入れることを含めて、実効性のある再発防止策を徹底すること。取り調べの録音・録画を原則化するとともに、その推進を図ること。(警視庁)
2. 犯罪被害者の精神的、経済的負担を一層軽減する施策を推進すること。(警視庁)
3. 10月に設置された「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」を司令塔として、関連情報の集約機能の構築を図るとともに、全国の警察と一体となって捜査を進めるなど、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた取り組みを推進すること。(警視庁)
4. 改正ギャンブル等依存症対策基本法を踏まえ、オンラインカジノが違法であることの周知徹底を図るとともに、ウェブ管理者に対する削除要請など、オンラインカジノの取り締まり強化を図ること。(警視庁)
5. DNA鑑定の迅速化に向けて、科搜研(科学捜査研究所)の体制を拡充すること。(警視庁)
6. 南海トラフ地震等で伊豆諸島が被災した場合を想定し、被害状況の早期把握や窃盗被害の未然防止に資するため、ドローンの整備を進めること。(警視庁)
7. 警察署においても、翻訳機能付き透明ディスプレーを導入するなど、聴覚障害者や外国人が相談しやすい環境の整備を進めること。(警視庁)
8. 交通安全施設の整備として、盲ろう者に対応できる振動型の音響式信号機の設置等により、誰もが安全に道路を横断できるよう早急に支援すること。(警視庁)
9. 電動キックボードについて、通行ルールの周知を徹底するとともに、電動キックボードにおいても、ヘルメットの着用の義務化を国に求めること。また、ネットで購入する電動キックボードなど販売に関する注意喚起を行うこと。(警視庁)
10. 青切符の制度・ルールの周知徹底や警察官への研修などを通じて、制度の公平性・透明性を確保しつつ、自転車関連事故の抑止に向けて取り組むこと。(警視庁)
11. 生協や宅配便車両の配達中の駐車規制を緩和すること。あわせて、荷捌き駐車スペースを増設

すること。（警視庁）

12. 代々木警察署については、建て替えに伴い新宿区の仮庁舎へ移転することから、渋谷区内に新庁舎用地を確保し、速やかに建て替えを行うこと。（警視庁）
13. 震災・富士山噴火等の大規模災害時における消防活動能力及び情報収集体制を充実・強化するため、各種ドローンの整備をはじめ、安全管理体制の強化、EV車両火災に関する対応の検討などに取り組むこと。また、熱中症対策資機材や空調服の整備などに取り組むこと。（消防庁）
14. 林野火災に対応するため、林野火災に対するシミュレーションシステムを整備するとともに、必要な資機材の整備などを進めること。（消防庁）
15. ☆AI技術を活用した119番通報の優先受付を導入し、平常時からの運用や「AIコールボット」の導入など、より高度で効率的な運用に向けて取り組むこと。（消防庁）
16. ☆119番通報時に、通報者のスマートフォンで現場の映像を消防に送信する「Live119」の普及促進を図ること。（消防庁）
17. ☆救急活動体制を充実・強化するため、救急車の増強、デイタイム救急隊用資器材の整備を推進するとともに、救急需要に応じた救急隊の配置や待機場所を変更するなどの運用を進めること。また、安全運転支援機能付きドライブレコーダーを整備するとともに、救急搬送を円滑化する「マイナ救急」を進めること。さらに、救急相談センターの充実・強化など、救急車の適正利用を推進すること。（消防庁）
18. 都民との連携による地域防災力の強化のため、住まいの防火・防災診断に活用できるAIアプリの開発を進めること。また、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックの再編・充実に取り組むとともに、VRを活用した防災メタバースの導入を進めること。（消防庁）
19. 消防団の災害対応力の充実・強化を図るため、熱中症対策資機材の整備を進めること。また、入団トライアルを実施するなど、消防団への加入促進に取り組むこと。（消防庁）

○公正な都政運営、行財政改革の推進

（公正な都政運営と情報公開）

1. 都は、民間や基礎自治体における社会課題等の解決に資するよう、規制の強化や緩和、場所の提供、財政補助など、都道府県の役割に鑑み制度政策面の取組みを進めること。都道府県行政としてふさわしくない事業については、評価・検証を行い、民間等による取組み支援にシフトすること。（政策企画局）
2. ☆長期計画は、政策目的に見合った目標、数値を設定するとともに、進捗状況を総括し事業の存廃に活かすこと。（政策企画局）
3. 東京都が行う広報活動の全体像を把握し、ニーズを踏まえた目標、効果、結果などの指標を設けるとともに、戦略的に取り組むこと。また、戦略的広報については、都民が必要とする

情報をしっかりと届けられるように取り組むこと。(政策企画局)

4. 都市外交においては、経費の精査や情報公開、成果をわかりやすく都民に報告するなどの取り組みを行うこと。また、トップ外交だけでなく、職員による実務的協力・人材育成などの取り組みも推進すること。各局の交流事業が成果を生むものとなるよう、政策企画局が管理すること。(政策企画局)
5. 知事の海外出張については、具体的な成果や知見を得るとともに、それを都政に反映させること。出張先の都市については、長く継続できる関係や双方のメリットを踏まえ、都市を選定すること。(政策企画局)
6. 都市間連携については、人材の相互交流、新たな産業ビジネスの共同創出、協働での社会課題解決など、具体的な成果を伴う取り組みとすること。(政策企画局)
7. 戰略的広報の推進については、都民が必要とする情報を確実に届けられるよう取り組むこと。(政策企画局)
8. 公文書の管理について、意思決定経過の文書作成、保存などについて徹底するよう取り組みを進めること。(総務局)
9. 情報公開については、各局における不開示・一部不開示の判断が適切に行われるよう、助言すること。(総務局)
10. 都営地下鉄の談合疑惑、都営住宅会計にかかる特別会計の消費税未申告問題など、都民の信頼を大きく損ねる問題に対しては、内部調査だけでなく、外部の専門家による公正な調査を行うなど、客觀性を担保すること。(総務局)
11. 過去の都営住宅等事業会計で、消費税を含めた収入がありながら都の税未納が発覚したことを探まえ、税を予算計上し適切に納税すること。(住宅政策本部)
12. 政策連携団体との特命随意契約については、その事業効果や効率性・妥当性を厳しく検証し、一般競争入札の導入を進めること。(総務局)
13. 政策連携団体の改革を進めるため、経営目標の設定・達成度評価のプロセスへの外部の目の導入を一層推進すること。また、目標設定の実効性を高めるため、さらなる工夫を行うこと。(総務局)

(地方自治の拡充と都財政)

1. 政府の令和8年度税制改正大綱における、法人二税や固定資産税などの新たな税制度の見直しや検討を盛り込み、地方法人税と固定資産税をはじめ新たな「偏在是正」措置の導入に向けた動きについては、断固として阻止すること。(財務局)
2. 受益と負担という、地方税の原則をゆがめているふるさと納税については、廃止も含め国に強く是正を求めること。また、都としての対応についても検討すること。(主税局)
3. 首都圏の広域的な行政課題に積極的に対応するため、提案要求を国の政策に反映するよう、より一層の取り組を行うこと。また、地方分権についても、他自治体との連携を強め、引き続き取り組むこと。(政策企画局)

4. 基金の取り崩しにあたっては、基準を明確にするとともに、真に優先順位の高い事業に充当すること。(財務局)
5. ☆都が行う調達について、取引先企業を選考する際は、従業員の雇用形態や賃金、労働、CO2削減などの環境、障害者雇用率、男女平等などに配慮した企業を優先すること。公契約条例の制定についても検討すること。(財務局)
6. 入札契約制度改革は、都民に信頼され、還元できる制度を構築すること。(財務局)
 - (1) 官製ワーキングプアをなくすとともに、公共サービスの質向上を図る観点から公契約条例の制定に取り組むこと。
 - (2) 労務単価を適切に見直すなど、建設業の働き方改革を推進すること。
 - (3) 現状を把握するため、公契約における労働条件・労働環境調査を行うこと。
 - (4) 建設業で働く人のキャリアが賃金上昇につながるよう、総合評価に取り入れるなど、建設キャリアアップシステムの活用を推進すること。
 - (5) 一般競争入札や総合評価方式の適用拡大を行うとともに、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。
 - (6) 各種業界団体や学識経験者などとの意見交換の場を増やし、契約制度や工事技術などの革新、現状把握に努めること。
 - (7) 東京都発注の工事代金について、迅速な支払いが行われるよう、今後とも取り組むこと。
7. ☆都関連施設の更新にあたっては、都内での土地確保が困難になっていることを踏まえ、局横断での都有地の利用など、都民生活に不可欠な施設の円滑な建替えに向けた方策をとること。また、区市町村への貸与についても積極的に検討すること。(財務局)
8. 景気動向いかんによっては急落することもある都税収入の変動可能性も踏まえ、緊急的な財政需要にも対応できるよう、財政調整基金の残高確保に努めること。また、予算編成にあたっては、都税収入が潤沢な中にあっても、ムダの排除、各局事業の制度設計やエビデンスなど、しっかりと精査すること。(財務局)
9. 事業評価と政策評価の一体的な実施では、それぞれの強みを活かして、よりよい取り組みを行うとともに、外部の目の活用を進めること。また、議会の決算審査に活かすことができるよう、その内容を明らかにすること。(財務局)
10. 財務諸表については、精度の向上に加え、各局事業の見直しや費用対効果検証、都財政の状況、健全性及び将来性を正確に把握した上で、予算編成や財政運営により一層活用されるよう、積極的に取り組むこと。(会計管理局)
11. 公金支出情報の公開については、支払先情報についても、可能なものから順次公開すること。(会計管理局)
12. 決算説明資料については、行政監視において最も重要な資料の一つであることから、決算年度の予算説明資料と比較対照しやすいよう、わかりやすい資料を作成すること。(会計管理局)
13. 監査事務局の独立性及び専門性を高めるため、体制の強化を図ること。(監査事務局)

14. I C Tを活用した監査手法の導入を進め、より質の高い監査の実施に向けて取り組むこと。
(監査事務局)
15. 包括外部監査との連携を図り、実効性のある監査を進めること。(監査事務局)
16. 働き方の多様化が進むなか、フリーランスやギグワーカーに関して集団的労使紛争が生じた場合には、解決に向けて真摯に取り組むこと。(労働委員会事務局)
17. 雇用契約の形態を取らずに働く人の労働者性が争われる場合には、業務委託契約を結んで従事していることなど、就労の実態を丁寧に検証した上で対応すること。(労働委員会事務局)
18. 病院や高齢者施設等への入院者・入所者の投票機会を確保するため、区市町村選管とも連携して、不在者投票が可能な施設の指定を一層進める。(選挙管理委員会事務局)
19. 選挙に関する情報保障については、知的障害者のある人にもわかりやすい「やさしい日本語」による選挙情報の提供など、アクセシビリティの向上に向けた取り組みを引き続き進めること。(選挙管理委員会事務局)
20. 投票率向上に向けて、区市町村や教育機関とも連携し、若年層を対象とした参加・体験型事業をより一層充実させること。とりわけ、新たに有権者になる人に対しては、丁寧かつ継続的な取り組を行い、投票率の底上げを図ること。(選挙管理委員会事務局)

(多摩地域の振興、島しょ地域の振興)

1. 市町村総合交付金については、経営努力割の算定において、都からの財政上のペナルティとされることのないよう、市町村職員の賃金・人事制度にかかる労使交渉、自治体の経営戦略を尊重すること。(総務局)
2. 市町村総合交付金については、交付金総額の増額を図るとともに、政策連携枠の廃止を含めた抜本的な改善を行うこと。(総務局)
3. 区市町村への権限や財源の移譲を積極的に進めること。(総務局)
4. 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(総務局)
5. 多摩地域における産業振興や交通基盤の整備などの総合的な事業を着実に実施すること。多摩の魅力を発信する事業を展開し、多摩の好感度等の向上に取り組むこと。(総務局)
6. 多摩地域において、市町村と多様な主体との連携活動促進支援事業、多摩地域の市町村魅力発信支援事業により、地域課題の解決や魅力発信を支援すること。(総務局)
7. 島しょ振興
 - (1)島しょ地域の特性を活かした振興・発展のために、総合的な施策の実現を図ること。(総務局)
 - (2)東京宝島事業については、島しょ地域に寄り添ったスキームを工夫し、多様な産業が育つお金の使い方をすること。(総務局)
 - (3)島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財團法人東京都島しょ振興公社への貸付を充実すること。島しょ地域の持続的な発展と各島の特色、魅力発信のための取り組を支援すると

ともに、魅力再発見、ブランド化、地域資源の有効活用、移住・定住促進、ワーケーション、デジタル技術を活用した社会課題解決等の取り組を推進すること。(総務局)

(4)島しょ地域における防災対策を推進すること。(総務局)

(5)小笠原村の交通アクセス改善のための航空路開設については、早期実現に向けて具体化させること。また、小笠原定期航路維持のため補助すること。(総務局、環境局)

(6)小笠原村の住宅不足については、環境保護や景観保全を図りつつ、小笠原諸島離島振興開発計画を踏まえ、ファミリー向けの住宅整備を進めること。(総務局)

通信困難地域の解消にあたっては、平常時の通信に加え災害時の通信途絶防止、またインバウンド需要の取り込みやユニバーサルサービスなど、都政のさまざまな観点から、総合的に取り組みを推進すること。(総務局、産業労働局)

8.離島や離島航路、山間部における通信困難地域の解消に向けて、衛星通信も活用し、より一層の取り組を進めること。(再掲)

9.新たに島しょ地域の情報通信基盤維持管理実施計画検討などに取り組むこと。(デジタルサービス局) また、通信困難地域の解消にあたっては、平常時の通信に加えて、災害時の通信途絶防止、インバウンド需要の取り込みやユニバーサルサービスなど、都政のさまざまな観点から、総合的に取り組みを推進すること。(総務局、産業労働局) (再掲)

(公営企業経営の不断の見直し)

(水道局)

1. 上下水道の連携の強化に向けて、料金徴収にとどまらず、大規模災害時の対応などにおける相互連携を強化すること。(水道局)
2. 配水管路の耐震継手化及び水道管付属施設の耐震化を推進すること。また、多摩地域における送水管の二系統化を進めるとともに、技術協力や助言を通じて、島しょ町村の水道事業における災害対応力を強化すること。(水道局)
3. 净水場・給水所の耐震化について、とりわけ朝霞浄水場及び三園浄水場の耐震化を着実に実施すること。また、朝霞浄水場、三園浄水場及び練馬給水所の自家用発電設備の新設・増強を着実に実施すること。(水道局)
4. 能登半島地震の教訓を踏まえ、配水池出口など必要な箇所への緊急遮断弁等の設置を進めること。また、富士山噴火に備え、浄水施設の覆蓋化を進めること。(水道局)
5. 災害時給水ステーションや給水栓の設置など、応急給水体制を確保するとともに、設置場所の周知を進めること。(水道局)
6. 水源林の買収をさらに進めること。外国資本による森林購入に注視しつつ、水道局が責任を持って管理できる民有林を適切に拡大し、今後も水源林の保全に努めること。(水道局)
7. 政策連携団体である東京水道株式会社への業務移転については、公の事業であることを十分に認識した上で、水道局が責任ある体制を継続すること。(水道局)

8. 東京水道株式会社における労働基準法違反の状況を解消し、超過勤務手当や賃金を全額支給とともに、再発防止策の徹底が図られるよう、適切に管理・監督すること。また、適切な受託料の設定や技術継承に向けた固有社員の育成、外国籍従業員の育成体制の整備に取り組むこと。(水道局)

(下水道局)

1. 能登半島地震の教訓を踏まえ、上水道と下水道の職員が相互に連携し、災害時における復旧対応を一体的に行う体制を整備・強化すること。(下水道局)
2. 区部における下水道管の耐震化とマンホール浮上抑制対策について、目標達成に向けて継続的に事業を実施すること。また、多摩地域においては、市町村と連携し、技術支援及び財政支援を継続・強化することで、流域下水道の浸水対策及び震災対策を推進すること。(下水道局)
3. 外濠浄化に向けて、合流式下水道の汚濁負荷量を半減させる効果のある残る9か所の吐き口についても、早期に対策を実施し、その効果の検証を進めること。あわせて、多摩川上流水再生センターの再生水及び荒川河川水を外濠に導水する導水管整備計画について、着実に事業を推進すること。(下水道局)
4. 合流式下水道の水質浄化において、水源を高度処理水に依存している河川もあることから、引き続き、豊かな水辺空間が育まれるよう、再生水の十分な流量を供給すること。(下水道局)
5. 土づくりの里の上部に整備される公園について、利用者の利便性向上のため、アクセスが容易となるよう覆蓋を整備すること。(下水道局)
6. 政策連携団体である東京下水道サービス株式会社への業務移転については、公の事業であることを十分に認識した上で、下水道局が責任ある体制を継続すること。(下水道局)
7. 東京都下水道サービス株式会社への水再生センターの包括委託については、契約満了後、速やかに事業効果を検証するとともに、物価高騰を考慮した上で、委託料の適正な価格設定を行うこと。また、下水道事業の技術継承のため、局内における技術力の維持・向上に引き続き取り組むこと。(下水道局)

(交通局)

1. 都営地下鉄と東京メトロについて、運賃を含めたサービスの一体化に引き続き取り組むこと。(交通局)
2. 大江戸線の延伸については、練馬区との連携及び協議を密に進め、早期実現に向けて取り組むこと。また、都営三田線の6両編成から8両編成への切り替えを加速し、全編成の8両化を早期に実現すること。(交通局)
3. 都営地下鉄の浸水対策について、令和6年8月に発生した浸水被害を教訓として対策を強化すること。また、地下鉄出入口からの浸水を防止するため、民間の施設管理者との調整を促進し、対策を加速するとともに、対策が必要な接続口のうち、残り19駅について早期に実現すること。(交通局)
4. 都営浅草線を含め、ホームドアを設置した地下鉄駅におけるホームと車両との段差及び隙間

の解消に引き続き取り組むこと。ホームのかさ上げ、可動式ステップ、櫛状ゴム等の配置により、車いすやベビーカーがスムーズに乗降できるよう対策を講じること。(交通局)

5. 駅エスカレーターの安全利用推進のため、2列利用を推奨するとともに、足形マークの設置など、右側においても立ち止まって利用する取り組みを強化すること。(交通局)
6. 都営バスにおける閉じ込め防止のため、導入した「車内点検補助システム」の効果検証を含め、システム的対策を継続的に強化すること。また、閉じ込め防止策に関する知見や経験を民間バス事業者とも共有し、業界の安全対策向上に貢献すること。(交通局)
7. 多摩川第一・第三発電所の設備大規模更新を進め、発電効率の向上及び発電量の増加を図ること。また、先進的なEV用急速充電器について、データの蓄積と課題把握を進め、事業の拡充や応用につなげること。(交通局)
8. 日暮里・舎人ライナーについては、定期券での利用可能なバス運行によるオフピーク対策を進めるとともに、旅客誘致策に取り組むこと。また、都の計画における見込み違いを理由とした運賃改定方針については撤回するとともに、クロスサブシディの導入を検討すること。(交通局)

(DXの推進)

1. 東京都のサイバーセキュリティ対策については、多種多様かつ多量なサイバー攻撃から都民の暮らしを守ることができるよう、組織全体と個人が一体となって対策を強化し、より一層の取り組みを行うこと。新たに生成AIを活用した監視体制の強化、重要インフラ監視体制の強化に取り組むこと。(デジタルサービス局)
2. 都庁のデジタル人材の確保・育成のため、新たに職員向けAI人材育成促進事業を実施するとともに、伴走型若手DX人材育成事業などを実施すること。(デジタルサービス局)(再掲)
3. 都庁のデジタルインフラを整備することにより、行政機関間の情報連携、データの利活用を推進するため、新たに東京都ベース・レジストリを整備するなどの取り組みを推進すること。(デジタルサービス局)
4. 都庁各局のDX推進にあたっては、新たにコンタクトセンターの運営、公共施設のワンストップな予約の実現、事業者ポータルWe b等に取り組むこと。(デジタルサービス局)
5. 都庁のDX推進にあたっては、既存業務をデジタルに置き換えるだけでなく、BPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)、申請の処理期間短縮、煩雑な各種申請手続きの改善など、都民にメリットがある取り組みを行うとともに、定量的な調査、分析を行い公表すること。諸手続きに加えて各局の現場業務のデジタル化推進にも積極的に取り組み、職員の負担軽減、業務の効率化を進めること。(デジタルサービス局)
6. 区市町村DXについて、新たに区市町村デジタル人材育成協働推進事業、標準化後の近未来窓口DXモデル創出事業などに取り組むこと。(デジタルサービス局)
- 7.

8. スマートシティの推進では、都市の課題解決に資するよう、適切なKPIを設定し進捗や効果を管理、公表すること。なかでも、ユニバーサルコミュニケーションの技術開発を一層進め、日常生活の中にある音声情報を可視化するサービスが加速的に広がるよう取り組むこと。(デジタルサービス局)
9. デジタルを活用した窓口業務の改善を行う際には、障害のある都民への対応も念頭において取り組むこと。また、窓口だけでなく、一連の業務がデジタルで完結するよう、関連業務まで含めたデジタル化、連携を行うこと。(デジタルサービス局)(再掲)
10. ☆各局における障害のある人への対応やサービス開発において、デジタルの力を活用とともに、柔軟な発想での課題解決や各種環境整備など、デジタルサービス局が積極的に支援し、都庁の隅々まで困りごとや不便がなくなるよう取り組むこと。(デジタルサービス局)(再掲)
11. デジタルデバイドのは正については、高齢者向けの取り組みに加えて、障害のある方のアクセシビリティ向上支援、子ども向けデジタル体験向上プロジェクトなどに取り組むこと。(デジタルサービス局)(再掲)
12. データ利活用の推進として、新たにデータ駆動型サービス創出事業、3次元地理空間データ利活用促進事業などに取り組むこと。(デジタルサービス局)
13. GovTech東京については、経費を含めた運営の透明性を確保するとともに、チェック可能なガバナンス・経営管理体制を構築すること。(デジタルサービス局)
14. 空飛ぶ基地局 HAPS (High Altitude Platform Station: 成層圏通信プラットフォーム) が世界に先駆けて商用化されることにともない、社会実装に向けた調査検討を行うこと。Open Roaming 対応 Wi-Fi の整備については、都有施設への整備に加えて、今後、都民のだれもが簡単に接続できるような計画について検討すること。(デジタルサービス局)
- 15.
16. 離島や離島航路、山間部における通信困難地域の解消に向けて、衛星通信も活用し、より一層の取り組みを進めること。(再掲)
17. 新たに島しょ地域の情報通信基盤維持管理実施計画検討などに取り組むこと。(デジタルサービス局) また、通信困難地域の解消にあたっては、平常時の通信に加えて、災害時の通信途絶防止、インバウンド需要の取り込みやユニバーサルサービスなど、都政のさまざまな観点から、総合的に取り組みを推進すること。(総務局、産業労働局)(再掲)